

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 井上 明夫

## 1 日 時

平成30年6月22日（金） 午後1時32分から  
午後4時55分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

井上明夫、吉岡美智子、井上伸史、阿部英仁、原田孝司、馬場林

## 4 欠席した委員の氏名

近藤和義

## 5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、小嶋秀行

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 岡本天津男、  
国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 土谷晴美 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第68号議案のうち本委員会関係部分及び第69号議案から第72号議案までについては、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第84号議案については、可決すべきものと、文教警察委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 第1号報告のうち本委員会関係部分及び第2号報告については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (4) 請願32については、不採択とすべきものと、全会一致をもって決定した。
- (5) 陳情18については、質疑を行った。
- (6) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (7) 大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について、移住・定住対策について、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (8) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (9) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班	課長補佐（総括）	佐藤晋一
政策調査課調査広報班	主査	濱田誠吾

# 総務企画委員会次第

日時：平成30年6月22日（金）13：30～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 総務部関係

13：30～14：30

### (1) 合議案件の審査

第 84号議案 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第 68号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）  
（本委員会関係部分）

第 69号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 70号議案 大分県税条例等の一部改正について

第 71号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第 72号議案 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

第 1号報告 平成29年度大分県一般会計補正予算（第10号）について  
（本委員会関係部分）

第 2号報告 大分県税条例の一部改正について

請 願 32 消費税増税の撤回を求める意見書の提出について

### (3) 県内所管事務調査のまとめ

① 県・市町村職員の人材育成について

### (4) 諸般の報告

① 大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について

② 指定管理者制度の新規導入及び指定管理者の更新について

③ 県税事務所の見直しについて

### (5) その他

## 3 企画振興部関係

14：30～15：40

### (1) 付託外案件の審査

陳 情 18 米配車アプリ大手ウーバー・テクノロジーズの日本進出に反対する意見書の提出について

### (2) 県内所管事務調査のまとめ

① ラグビーワールドカップ2019に向けた取組について

### (3) 諸般の報告

① 移住・定住対策について

② ラグビーワールドカップ2019について

③ 世界温泉地サミットの開催結果について

④ 県立別府コンベンションセンターの指定管理者更新について

⑤ JR日田彦山線の鉄道復旧について

### (4) その他

#### 4 国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係

15:40～16:20

(1) 県内所管事務調査のまとめ

①国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の取組の推進について

(2) 諸般の報告

①国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について

(3) その他

#### 5 協議事項

16:20～16:30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

#### 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**井上（明）委員長** ただいまから総務企画委員会を開きます。

本日は、近藤委員が都合により欠席していません。

それから、委員外議員として、小嶋議員と守永議員が出席されています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案5件、報告2件、請願1件及び文教警察委員会から合い議のありました議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。

まず、文教警察委員会から合い議のありました第84号議案大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について執行部の説明を求めます。

**和田総務部長** 初めに私から一言挨拶と、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明申し上げたいと思います。

委員の皆さま方には常日頃から県政全般について貴重な御提言、御助言をいただいております。心からお礼申し上げます。

また、先月の11日から6月1日まで行われた県内所管事務調査については、大変熱心に調査をしていただき、ありがとうございました。

その中で、職員の研修や県税の徴収状況等について数多くの御意見をいただいたと報告を受けています。

私どもとしては、それらの御意見を今後の政策にできる限り反映していきたいと考えています。本日の委員会では、調査において御意見をいただいた中から、県及び市町村職員の人材育成について報告したいと思います。

また、本日の委員会は、総務部関係で合い議案件1件、また付託案件が中津市耶馬溪町の斜面崩壊災害への対策に必要な工事費など、約21億円を計上した平成30年度大分県一般会計補正予算案など8件あります。その後、諸般の報告として、大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について、指定管理者制度の新規

導入及び指定管理者の更新について、そして県税事務所の見直しについての3件について報告させていただきます。

このうち、県税事務所の見直しについては、県議会での議論や佐伯市及び豊後大野市の意見等を踏まえて、両市に納税事務所を設置すること等について説明したいと考えております。

各事項については、それぞれ担当する所属長等から詳細を説明させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

**佐藤財政課長** それでは、第84号議案大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について私から説明させていただきます。

お手元の総務企画委員会説明資料の1ページをお開きください。議案書は37ページですが、お手元の資料により説明します。

本議案は、屋内スポーツ施設の設置に際し必要となる規定等を整備するものですが、このうち、総務部関係分として、2主な改正内容のうち、太字で記載しています（3）議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正です。

改正の内容は、表にありますとおり、特に重要な公の施設の廃止について、出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない施設の規定について、「体育施設」を「スポーツ施設」と名称を変更するもので、議決対象施設自体の変更はありません。

これは、近年全国的に、スポーツは体育の概念を含むものと認識されるようになり、本県においても、本年3月にスポーツ推進条例が制定されたことなどを踏まえたものです。なお、教育委員会の所管である（1）大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例、生活環境部の所管である（4）青少年の健全な育成に関する条例も同様の改正をすることとしており、新設する屋内スポーツ施設の名称も「大分県武道スポーツセンター」と、「スポーツ」を用いた形で提案しています。

なお、「体育施設」を「スポーツ施設」に改正する規定の施行期日については、3にあるとおり、公布の日としています。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかございませんか。

**原田委員** 説明の中で、教育委員会も管轄とか言われましたけど、この三つはそれぞれ管轄は違うんですか。

**佐藤財政課長** (1)の大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例は、体育施設等を規定しており、教育委員会が所管しています。私どもが今申し上げた(3)が総務部として所管しているものです。(4)は条例自体が生活環境部の所管になります。

ただ、今回、大分県立スポーツ施設としての県立武道スポーツセンターの設置をするにあたって、設置条例にあわせて、全体としての体育施設という名称をスポーツ施設という名称に変えさせていただくということで、一括して条例の改正をさせていただいています。

**原田委員** 条例の管轄がという意味なんですね。

**佐藤財政課長** そうです。

**原田委員** 分かりました。

**井上（明）委員長** ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「特にないです」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

第68号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**佐藤財政課長** それでは、第68号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）の歳入全般について御説明します。議案書の1ページをお開きください。

今回の補正額は第1条にありますとおり20億7,209万8千円であり、既決予算を加えた累計額は6,190億1,709万8千円となります。

説明資料2ページを御覧ください。

冒頭にありますとおり、今回の補正予算案は中津市耶馬溪町の斜面崩壊災害について、現在、本格的な復旧に向け原因究明調査を進めているところですが、国による事業採択後に速やかに工事着手できるよう必要な工事費を計上するものです。

あわせて、県内市町村による土砂災害警戒区域のハザードマップ作成を支援します。

1補正概要を御覧ください。

補正予算案の総額は、さきほど申し上げたとおり、20億7,209万8千円で、累計額は、その二つ下のとおり、6,190億1,709万8千円となり、昨年度の6月補正後の予算額と比較しますと、プラス1.0%となります。

次に、歳入について説明します。平成30年度補正予算に関する説明書（補正第1号）の2ページを御覧ください。

今回補正するのは、上から2番目の国庫支出金13億3,333万3千円、その三つ下の繰入金1億3,876万5千円、その三つ下の県債6億円となります。

その内訳については、5ページをお開きください。

第9款国庫支出金13億3,333万3千円は、斜面崩壊災害の復旧工事を行う災害関連緊急治山事業費に係るものです。右の説明欄に書いていますが補助率は3分の2です。

9ページの第15款県債6億円は、同じく災害関連緊急治山事業費に充当するものです。

7ページの第12款繰入金1億3,876万5千円については、今回補正する災害関連緊急治山事業費のうち、国庫支出金や県債を充てた上でなお不足する額と、市町村の土砂災害ハザ

ードマップ作成を支援する土砂災害情報提供強化事業費の財源に充てるため、財政調整基金を取り崩すものです。

以上が歳入です。なお、今回の補正予算案には総務部関係の歳出はありません。御審議のほどよろしくをお願いします。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**井上（伸）委員** これは直接総務部の担当とは違うんですけれども、日田の小野で起こった山林崩壊の金額と、この中津の災害における金額では、小野の方が少ないんじゃないかと思うんですけども、中津の方が金額的に多いんですか。その辺どうですか。

**佐藤財政課長** 小野地区の方が14億円ぐらい。（「でしょう」と言う者あり）ただ、形状的に、小野地区の方が全体の傾斜のうちの下の方の土砂がもう下まで落ちていて、その土砂については河川災害の方で撤去しています。実際に傾斜の方に土砂が残っていませんので、そこの斜面上についてはアンカーなどの工事が必要ないということです。かつ小野地区は上の方に土砂が残っていないんですけれども、今回の耶馬溪はまだ上の方に土砂が残っていて、その土砂が落ちるのを防ぐというのと、あと、法面についても、法面に残っている土砂をアンカーで安定している岩盤にくぎ付けするという作業等を行いますので、工事的内容的に耶馬溪の方が事業費がかかる形になっています。全体の幅とか高さでは、確かに委員のおっしゃるとおり、小野地区の方が広いですけど、工事の内容全体から見たときに、こちらの方が経費がかかる形になっています。

**馬場委員** 関連して、この20億円の予算は、道路よりも上の山の部分の災害の補正予算になるんですか。河川などは入っていないんですか。

**佐藤財政課長** この20億円は、基本的に斜面に関するものです。下の河川については、もう土砂等の撤去は終わってしまっていて、それについては元々の県の単独の河川事業等で行っています。

**馬場委員** 今、調査をされていると思うんです

けれども、その調査費はこの中には含まれていないんですか。

**佐藤財政課長** この治山事業は当初予算を約4億円持っていて、初めの応急工事と原因究明の調査の分は、発災後、国がすぐに2億2千万円ほど交付決定をしてくださったので、その中で動いています。今のところは当初予算で走っているんですけども、今回の20億円は、実はその調査費等の2億円の分も含めて予算計上させていただいています。

今後、台風等でまたほかのところで治山の災害が出たときのために、あらかじめ当初予算の分は備えとして持たせていただきたいということで、今回そういう形にしています。

**井上（明）委員長** いいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本議案については、関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**中村行政企画課長** 第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は7ページですが、説明資料の3ページをお開きください。

事務処理の特例に関する条例は、最上段にあるとおり、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、市町村に権限移譲す

る事務の範囲を定める条例です。

現在、保健所を設置している大分市には、医療法に基づく事務のうち、病院における医師の宿直の免除を許可する事務を移譲していますが、医療法等の改正に伴い、所要の改正をお願いするものです。

改正後の医療法では、医師の宿直免除の規定に関し、入院患者の急変時に医師の適切な対応が取れるよう、迅速な診療体制の確保を求めることが明確化されました。

具体的には、資料中央の図にありますように、従来は、医師が病院に隣接した場所に居住していれば、宿直を免除することができましたが、今後は、医師が速やかに診療が行える体制が確保されているかという観点から、右図の下の①から④にあるとおり、連絡が取れる体制、医師が病院に直ちに駆けつけ、適切な診療が行えるなどの全ての条件を満たす場合に限り、宿直の免除を承認することとなります。

以上の改正内容については根拠条文も改められたことから、資料下段の新旧にお示しするとおり、本条例の改正を行うものです。

施行期日については、公布の日からとしています。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたか御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本議案について、福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** 大分県税条例等の一部改正について説明します。議案書は8ページですが、説明資料の4ページをお開き願います。

1の改正理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、大分県税条例等の一部を改正するものです。

2の主な改正内容についてですが、(1)個人所得課税の見直しについては、下の左側の図にありますとおり、平成30年度税制改正において、会社員等の給与所得控除や年金受給者の公的年金等控除を一律10万円引き下げ、全ての納税義務者が対象となる基礎控除を10万円引き上げる改正が行われました。

これに伴い、右側の図にありますように、個人県民税はいわゆる年収に相当する収入金額から、給与所得控除等を差し引き、所得金額を算出します。その所得金額に基づき、障がい者等に対する個人県民税の非課税の判定をしますが、この非課税の範囲を維持するため、現行の所得金額が125万円以下となっているものから、10万円引上げ135万円以下とするものです。

次に、(2)たばこ税の見直しについては、①紙巻きたばこの税率を平成30年10月1日から3段階で国税地方税合わせて1本当たり1円ずつの引上げを行うものです。これにより表のとおり20本入りのたばこ1箱当たり3段階で20円ずつ計60円の引上げとなり、うち県税については、表の右側にありますとおり、1.4円ずつ引き上げるものです。

次に、②加熱式たばこの課税方式の見直しについてです。近年、急速に市場が拡大している加熱式たばこ、いわゆる電子たばこについて、製品重量と小売価格を基に税額を計算する加熱式たばこの課税区分を新設した上で、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものです。

(3)は、引用条項の改正に伴い規定の整備を行うものです。

3の施行期日については、2(1)の個人所



得課税については平成33年1月1日から、2（2）のたばこ税については30年10月1日など税率の引上げ時期から、2（3）その他の規定については31年1月1日あるいは32年4月1日としています。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** 議案書は14ページですが、説明資料の5ページをお開き願います。

1の改正理由にありますとおり、地域再生法等の改正に伴い、地方への本社機能の移転を行う事業者に対し、支援措置を拡大するため、新たな課税免除措置の創設等を行うものです。

2の改正の背景についてですが、点線の枠囲みにありますように、まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI、重要業績評価指標となっている企業の地方拠点強化の件数や地方拠点における雇用創出が全国的に伸び悩んでいることから、その下の枠囲みにあるとおり、東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の特例措置の延長や拡充がされることとなりました。特例措置の主な改正内容については、その下の太枠囲みにありますが、1減収補填措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することと、2東京23区から本社機能を移転する移転型について、課税免除の場合も対象に追加することです。

この特例措置の改正を受けて、大分県税特別措置条例について見直しを行うものです。3の主な改正内容は、（1）の県内にある企業の本社機能の強化を行う事業者について、県税の不均一課税を実施していますが、その適用期間を平成32年3月31日まで延長するものと、（2）の東京23区から本社機能を移転する事業者について、現行の不均一課税措置を廃止して、課税免除措置を創設するものです。

4の施行期日については、公布の日とし、地域再生法の改正の施行日、平成30年6月1日から適用します。ただし、3（1）の適用期限の延長については、平成30年4月1日に遡及して適用します。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第72号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**塩月市町村振興課長** 第72号議案です。大変長いタイトルですが、要は県議会議員選挙のビラの作成の公営に関する条例改正です。

説明資料の6ページをお開き願います。議案書は16ページですが、資料により説明させていただきます。

まず、1公職選挙法の一部改正についてです。（1）の表にありますように、選挙運動用ビラの頒布が、県議会議員についても解禁となりま

す。限度枚数は1万6千枚、A4サイズ以内で2種類まで可能となっています。

あわせて、次の(2)にあるように、条例で定めるところにより、このビラの作成を無料とすることができるものとされています。

来年の統一地方選挙に合わせて、平成31年3月1日施行で法律が改正されています。

このため、2条例の改正内容についてですが、公職選挙法の改正のとおり、県議会議員の選挙におけるビラ作成費用を公費負担とすることを条例で定めるものです。

公費負担の限度額は、その下の表にあるとおり、既に公営対象となっている県知事の単価と同じ1枚当たり7円51銭としています。

なお、公営となるのは、供託物が没収されない場合に限られます。

最後に、3の施行年月日ですが、改正公職選挙法と同じ平成31年3月1日としています。

**井上(明)委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**吉岡副委員長** 法はできる規定なんですけど、県によってこれを認めないところとかあるんですか。大体全国一斉にどこの県も改正して無料となるんですか。

**塩月市町村振興課長** おっしゃるとおり、条例を定めないという選択肢もあるんですが、私どもの調査した限りでは、全国で条例を定めるようです。

**吉岡副委員長** 全国で改正するんですね。(「はい」と言う者あり)

**原田委員** これは新聞折り込みできるんですか。

**塩月市町村振興課長** 新聞折り込みは可能です。頒布方法は限られていますけれども、新聞折り込みはできます。

**阿部委員** これは自分たちの選挙にも関わりを持つことですから関心は高いと思うんですけど、新聞折り込みをすると費用がかかるけど、その費用は出ないんだね。(「はい」と言う者あり)それで、県知事選はもう既にこれでやっているということなの。やっているんで、これから県議会議員まで広がりますよということ。

**塩月市町村振興課長** 県知事選挙では10年前

に制度が入っています。

**阿部委員** それで、1枚7.51円って高いのか安いのか。

**塩月市町村振興課長** この金額は衆議院、参議院の国政選挙と同じ金額になっていて、県知事選挙もそれに倣っています。おっしゃるとおり、他の金額を定めることも法律上は可能ですけれども、そういう国の単価のような形になっていますので、やはりこちらも同じ金額を単価としています。

**阿部委員** ちなみに、和田部長も国から来ておられるんですけど、この単価というのは結構、こういう金額じゃなくてもできるぐらいな単価なんです。国が一律で決めているので、ぜひそういうところもこれからの視野に入れていただきたい。結構ゆとりある金額なんです。国というのはそういうやり方なんだよね。我々はいいいですよ、それは。だけど、いいですよと言ったって、グレードを上げるというよりも、もう金額がこうだからこういう金額でやってくださいという言い方を印刷会社にするんです。それは印刷会社もいいんですけどね。だから、やっぱり国のやり方というのは、片方で財源がどうだこうだと言いながら、すごくぜいたくですよ。そのことだけ申し添えておきます。

**井上(明)委員長** 答弁はいいですか。(「答弁は結構です」と言う者あり)

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** それでは、ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告平成29年度大分県一般会計補正予算(第10号)についてのうち、本委

員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**佐藤財政課長** それでは、平成29年度一般会計最終専決予算について御説明します。議案書の47ページをお開きください。

今回の補正予算は、県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の補正や、退職者の確定に伴う退職手当などの歳出の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を3月31日付で行ったものです。

48ページをお開きください。第1条にあるとおり、今回補正した額は6,028万円の減額で、これにより、平成29年度の一般会計予算額は、最終的に6,175億2,837万6千円となります。

その主な内容ですが、49ページを御覧ください。

まず歳入です。第1款県税ですが、右から2列目、補正額欄にあるとおり、総額で13億8,700万円の増額です。これは、第2項事業税が、法人事業税の12、1月決算法人分の確定等に伴い4億5,108万7千円の増となっています。また、第3項地方消費税が、原油等の輸入貨物を出荷する際に課税する貨物割の増などがあり8億9,287万4千円の増となっております。

この結果、県税の累計額は右端の計欄のとおり1,241億8,700万円となります。

次に、50ページをお開きください。

上から3行目の第3款地方譲与税3,628万5千円の増については、地方揮発油譲与税などが確定したことによるものです。

また、下から3行目の第5款地方交付税4億9千万6千円の増については、特別交付税が確定したことによるものです。

51ページを御覧ください。上から2行目の第12款繰入金10億円の減については、県税等の歳入の増や、退職手当等の歳出の不用額を活用して、災害等による緊急的な財政需要に備え財政調整基金の繰入れを10億円減額し、基金に積み戻すものです。

下から3行目、第15款県債10億円の減については、公債費の将来負担を軽減するため、県債の発行を抑制するものです。

次に、総務部関係の歳出について御説明します。52ページをお開きください。

一番上の第2款総務費第1項総務管理費1億1,252万8千円の減は、知事部局職員の退職者の確定に伴う退職手当の減額などによるものです。

その下の53ページを御覧ください。

上から4行目、第13款諸支出金第1項積立金7億円の増は、県有施設の計画的な保全に備え、県有施設整備等基金に7億円積み立てるものです。またその下の第14款予備費3,021万8千円の減については、実績を踏まえて減額するものです。

**井上(明)委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** 説明資料の7ページをお開き願います。議案書は55ページですが、資料により説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に可決成立しましたが、当該法律中、本年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により、当該規定に係る大分県税条例の一部を改正させていただきましたので、報告します。

1の主な改正内容を御覧ください。

(1) 不動産取得税の特例税率の延長等の①は、不動産取得税に係る税率の特例、本則4%を3%にするものですが、これを3年間延長するものです。②は、耐震基準に適合していない中古住宅を取得し、入居前に耐震基準に適合するための改修を行った場合、当該中古住宅の用に供する土地に課税する不動産取得税の減額措置を創設するものです。

(2) 自動車取得税の特例対象の拡大については、現在、車線逸脱警報装置を備える自動車に対して、取得価額から175万円を控除する特例がありますが、その対象となる自動車を、下の右側の図にあるとおり、全てのバス等と3.5トンを超え2.2トン以下のトラックにも拡充するものです。

(3) の軽油引取税の課税免除の特例措置の延長については、適用件数が少ないものや他の燃料へ代替が可能な、電気供給業の一部を縮減、地熱資源開発事業を廃止し、その他のものについてはその適用期限を3年間延長するものです。

(4) は、引用条項の改正に伴い規定の整備を行うものです。

一番下の2施行期日については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に合わせ平成30年4月1日としています。

**井上(明)委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**原田委員** 自動車取得税のことなんですけど、車線逸脱警報装置は、この前見ると、軽自動車でも付いているものと付いていないものを選べるようになっていたんです。付いていたら何万円か高くなるんですけども、安全のためにそういったものがあるんだろうと思うので、今回、バス、トラックまでになっていますけど、安全のことを考えたら、いずれ全ての自動車に拡大していく必要があるんじゃないかなと個人的には思っています。

**吉富税務課長** もともとこのバスとトラックについては、スキーバスの事故などがありました。高速道路で居眠り運転をして、そのまま突っ込んだといった事案をきっかけとして、段々と整

備していつていると思うんです。やはり事故の影響が大きいバスとかトラックからやっていますので、そういった措置は国で検討されると思いますけれども、まずは影響が大きいものからという考えです。(「分かりました」と言う者あり)

**井上(明)委員長** ほかにありませんでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

**井上(明)委員長** 委員外議員の方はありませんでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

**井上(明)委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本報告は、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**井上(明)委員長** 御異議がないので、本報告については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願32消費税増税の撤回を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。**吉富税務課長** 請願文書表を御覧ください。2ページです。

本請願は家計や地域経済に重大な影響を与える消費税増税について、中止することを求める意見書を政府に提出していただきたいというものです。

消費税率は、来年10月に8%から10%へ引き上げられることとなっていますが、これは社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成への第一歩として、消費税率の引上げを柱とする、税制抜本改革法に基づくものであり、避けて通れないものと認識しています。

しかし、消費税率の引上げは、駆け込み需要とその反動減により景気に影響を与えることが懸念されるため、国においても需要変動の平準化や景気変動の安定化に万全を期すとしていますので、県としましては、国の動向を注視しながらも、県民生活や地域経済に支障を来さないよう、今後とも努めていきたいと考えています。

**井上(明)委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**原田委員** これは採決するんですか。

**井上（明）委員長** 採決します。

**原田委員** 消費税増税に関しては、もろ手をあげて賛成ということではありませんが、社会保障の財源として必要じゃないかという面も持っていますし、その点で言えば、この書き方は曖昧だなと思って、私たちは反対です。賛成しかねます。

**井上（明）委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

それでは、採択についてお諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

**阿部委員** 採択。不採択じゃないの。よく整理して。（「不採択ですよね」と言う者あり）

**井上（明）委員長** 採択に異議がある場合は異議ありとおっしゃっていただき、挙手により採決します。

〔「それなら、異議あり」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手なし〕

**井上（明）委員長** 賛成なしです。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

**倉原参事監** 説明資料の8ページをお開きください。県及び市町村職員の人材育成について、公益財団法人大分県自治人材育成センターが行っている研修概要について御報告します。

公益財団法人大分県自治人材育成センターは、県内の自治体職員の人材育成に関する事業を行

うために平成26年に設立し、現在5年目を迎えたところです。

地方分権が進展し、行政ニーズが高度化・多様化する中で、県、市町村共に、自ら考え自ら行動することができる職員が求められてきています。

そうした人材の育成に向けて、一番上の取組目的にあるとおり、職務遂行に必要な資質・能力・技能等を体系的・集中的に習得してもらうとともに、県の他所属の職員や市町村職員との人的ネットワークを形成し、互いの意識啓発を促進するため、取組内容にあるような様々な研修を行っているところです。

資料中ほどには、県職員の研修のロードマップを記載しています。採用後から退職までの間に、採用年数や職制などで対象者を指定し、新採用職員研修、採用2年目職員研修、採用後4年目の職員を対象とした中堅職員研修、新任の係長級職員を対象とした新任監督者研修、新任班総括研修、新任の課長級職員を対象とした新任管理者研修といった階層別研修を実施しています。

一方、その間にキャリアアップ研修ということで、職級ごとに求められる資質、能力に応じて指定された講座の中から、職員各々のキャリアプランに応じて政策形成能力や管理能力等を高める研修を自ら選択して受講しています。

市町村職員の研修についても、同様の研修体系で実施しているところです。

一番下の研修一元化実績ですが、県と市町村を合わせた研修数及び受講者数をセンター設立前の平成25年度と比較した場合、研修数で言うと、平成25年度は101講座、29年度は131講座、また県、市町村を合わせた受講者数も平成25年度の5,871人から29年度の7,998人と大幅に増加しているところです。また、ネットワーク形成のため県職員と市町村職員が共に学ぶ合同研修では、研修数で15講座から38講座、受講者数で789人から2,521人とこちらも大幅に増加しています。

資料には詳しく書いていませんが、例えば、合同研修においては徴収カレッジ、これは元々

市町村単独の研修で行っていたものですが、平成28年度からはおおいた徴収カレッジとして初心者向けの初任者講座、徴収経験2年以上のリーダー養成講座、担当係長、課長を対象としたマネジメント講座の三つの形に再編して実施しています。

こういった中で引き続き、センターとしては、地方自治を担う人材育成の拠点として、地域の課題に立ち向かっていける高い専門性と幅広い知識とネットワークを有する職員の育成に向けて、効果的・効率的な研修を実施し、研修の質をさらに向上していけるよう努めていきたいと考えています。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**阿部委員** よく分かりました。これは結構なことで、ぜひ、最後に言ったように努めていただきたいと思います。

研修数と受講者数の対比が出ていますが、これは自発的に研修に行くわけ。それとも、例えば、県の場合、課長級になったらこうだ、部長になったらこうだとかいうことですが、これは飽くまで強制的に行かなきゃならんようになっているのか、それとも上司が行けと言って行かせるのか、どういう流れで行くことになっているのか。

**倉原参事監** 研修生は大きく二つに分かれています。階層別研修については、これは例えば、新採用であれば、採用した人は全員対象になるという形になっています。キャリアアップ研修については、基本的には本人が自分の受けたい研修を手をあげて受けるという形でやっています。

**阿部委員** ということは、自発的に行って受講しているという意味で、こういうふうになんか上がってきているということかな。となると、逆に、受けない人もおるわけ。意地悪で聞いたわけじゃないけど、受けない人がおったとしたときに、その人に対しての指導というのはどうなるんですか。

**倉原参事監** 基本的には、例えば県の場合ですと、係長級の間に何単位の研修を受けると。そ

れは市町村も同じように、それぞれの市町村の人材育成計画を持っていますので、それに沿った形で、この期間にはこういう研修を自分でピックアップして受けるという形でやっています。

**阿部委員** じゃ、受講しない人はいないと。全ての人がそれぞれの立場立場で選択をしながら受講しているということですよね。

**倉原参事監** おっしゃるとおりです。基本的には全くキャリアアップ研修を受けていないという職員はいないということです。

**阿部委員** 資料の一番最後に、25年度との対比で上がっていますよということをパーセンテージで書いていて、これがよく目に付くんで。そんなこと言うならこの対比なんかいらんよね。まあいいです。

**井上（伸）委員** 最近、技術系の職員が少ないと言われていて、非常に困っている状況ですが、その辺の専門分野についての研修は、この期間内においてどこで——いわゆる新規採用時点で行うのか、はっきり分かるようにして日にちを決めてやるんですか。技術系の指導についてはどうですか。

**後藤人事課長** さきほど御説明したのは、自治人材育成センターの一般職員、技術職員を含む研修でございまして、技術職員の研修はそれぞれ部局別の人材育成計画というのを立てまして、部局ごとに研修を実施しています。

**井上（伸）委員** ここでやるわけ。

**後藤人事課長** 今、御説明したこの自治人材育成センターの研修ではなくて、（「なくてね」と言う者あり）部局ごとに計画を立てていまして、部局ごとに研修を行っています。

例えば、土木建築部ですと、土木建築部の中で研修計画を立てて、例えば、国の研修機関に派遣したりとか、また建設技術センターの研修などもありますので、そういったものに参加させたりとか、そういう形で専門的なスキルアップの研修をしています。

**井上（伸）委員** 国に行かなきゃそういうのは勉強できないということじゃないんでしょう。県の段階でも当然あるわけですよね。

**後藤人事課長** すみません、今、例示で国に派

遣という御説明をしましたが、もちろん県の中でも研修をそれぞれの部局で計画して実施しています。

**井上（伸）委員** 分かりました。後でまた専門分野の教育はこのようにしているということを教えてください。

**井上（明）委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

一括して説明をお願いします。

**中村行政企画課長** まず、私から大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について、別冊の大分県行財政改革アクションプランの進捗状況に基づいて御説明します。

1ページは、アクションプランの概要です。

第1策定の背景にありますとおり、財政調整用基金約320億円を確保し、行財政基盤の強化を図る必要があることから、一番下の1歳入の確保から5多様な主体との連携・協働の推進までの五つの柱に沿って、120項目の具体的な内容と時期を明示して、取組を進めているところです。

次に、2ページの進捗状況の総括表を御覧ください。

表の左側、項目数について、一番下の合計欄を御覧ください。

プランの目標総数120項目のうち、29年度までに取り組むべきものは105項目です。

これに対して、実績は、前倒し実施やプランに掲載していない新規の取組も含め118項目となっています。

次に、表の右側の効果額について、一番下の合計欄を御覧ください。プラン期間中の目標総額は78億4千万円ですが、そのうち29年度

までの目標額は、37億4千万円となっています。

これに対して、実績は、事務事業の見直しや県有財産の利活用が進んだことなどにより、59億2千万円となっています。

3ページは、29年度の主な取組をまとめていますが、そのうち四つを4ページで紹介しています。

左上、公営企業の健全経営・在り方の見直しでは、工業用水道の給水ネットワークを構築しました。災害や事故の発生時に給水を相互に補完できる体制が整い、機能不全に陥るリスクが低減するとともに、今後、これを活用して計画的な点検補修を行っていきます。

その右、公共施設等の総合的な管理では、施設整備への民間活力導入を実施しました。老朽化した舞鶴地区職員宿舎の整備において、定期借地権方式を導入、民間事業者の資金、経営能力及び技術力などのノウハウ等を活用することで、施設整備や維持管理・運営に係る県の財政負担が約6億6千万円軽減される見込みです。

そのほか、水産試験研究体制及び種苗生産体制の見直しや、ICTの活用による業務の効率化と県民の利便性向上にも取り組んでいます。

最後に、5ページ、アクションプランの基本目標である財政調整用基金残高と県債残高の推移を御覧ください。

いずれも29年度決算見込みですが、基金残高については、左のグラフにありますように、368億円と見込んでいます。度重なる大規模災害発生の影響もありますが、さらなる行革努力等により、31年度末の残高は、目標額の標準財政規模の1割、324億円を確保できると考えています。

県債残高については、右のグラフにありますように、総額は5年連続で減少し、臨時財政対策債を除く実質的な残高についても16年連続で減少する見込みです。

引き続き、アクションプランに掲げる取組を推進し、さらなる行財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えています。

続いて、指定管理者制度の新規導入及び指定

管理者の更新について御説明します。

説明資料の9ページを御覧ください。

今年度中に新規導入若しくは更新手続を行う施設については、施設を所管する部局がそれぞれ関係する委員会において説明しますが、総務部が指定管理者制度全般を所管していることから、対象施設の概要やスケジュール等について説明させていただきます。

なお、企画振興部所管の施設の詳細については、後ほど企画振興部から説明します。

まず、1新規導入・更新施設についてです。

表にあるとおり、今年度に指定管理者の選定手続を行う施設は12施設となっています。

このうち新たに設置する3おおいた動物愛護センター及び11大分県立屋内スポーツ施設については、指定管理者制度を新規導入する施設となります。

選定単位について、4大分県青少年の森から6大分県神角寺展望の丘及び9大分スポーツ公園から11大分県立屋内スポーツ施設については、より効率的・効果的な管理運営を図るため、それぞれ一体的に指定管理者を選定することとしています。

表の右から2番目の欄の選定方法については、原則公募としています。表の一番下12大分県立庄内屋内競技場については、隣接する由布市所有の施設と一体的に管理を行うため、同市を任意指定とすることとしています。

表の右端の欄、指定管理期間については、5年間を原則としています。2大分県長者原園地については、九重町に譲渡する長者原オートキャンプ場と同町所有の泉水キャンプ村とあわせた振興策の検討を行うため、期間を2年間としています。

また、3おおいた動物愛護センターについては、施設開所後の利用実績を踏まえた収支状況の検証を行うため、指定管理期間を2年2か月としています。

次のページを御覧ください。指定のスケジュールについてです。

公募、任意指定いずれの施設も7月上旬から手続を開始し、10月下旬までには候補者を決

定します。

その後、第4回定例会において指定管理者指定議案について御審議いただく予定としています。

**吉富税務課長** 県税事務所の見直しについて御報告します。

お手元の説明資料の11ページをお開き願います。

最初の枠囲みにありますように、大分県行政改革アクションプランにおいて、県税事務所については、市町村との連携を一層強化するとともに、業務の効率化と専門性の向上を図るため、県民の利便性や税収の確保、税制改正への対応なども考慮しながら、事務所体制や人員配置の在り方を検討するとしています。

1現状の(1)県税事務所の状況にありますように、平成30年4月1日現在、県税事務所は6か所あり、(2)①の課税業務、②の納税業務等を行っています。

2の課題としましては、一つは人材育成で、①税務経験の浅い職員の割合が3割を超えるとともに、経験豊富なベテラン職員が退職していく状況にあることや、②県税事務所によっては取り扱う件数が少なく、1税目を1人が担当する人員配置になっていることがあります。また、(2)の税収確保では、県税の3割を占める個人県民税については、市町村が徴収する仕組みとなっており、税収増を図るためには、市町村の徴収率を高める必要があります。

このような課題を踏まえ、3の再編案として、大分県税事務所に佐伯県税事務所と豊後大野県税事務所の業務を集約して、両事務所を廃止し、申請等を受け付ける窓口業務を両地域の地方機関に配置するという案を提示したところです。

12ページを御覧ください。

4は再編案に対する意見・要望です。これは県議会での議論や、佐伯市、豊後大野市との意見交換、パブリックコメント等で寄せられた意見や要望をまとめたものです。

①は県税事務所の廃止により、減免申請などを行う場所が遠くなれば利便性が低下するので、そうならないようにしてほしい、②は県税事務



所廃止後の窓口では、書類の確認が受けられず、申請等の提出のみとなるため、再度の来所や大分市まで行く必要がないようにしてほしいという要望です。

③は県税事務所の廃止により、個人県民税の徴収業務を行う市町村との連携が弱まり、徴収率等に影響が生じるのではないかと、④は大分県税事務所に業務を集約することにより、大分県税の管轄が広く、納税業務などが非効率となり、徴収率等に影響が生じるのではないかとといった意見です。

これらの意見や要望を踏まえ、5の見直し案(1)にあるとおり、①減免申請や納税相談等で利用する県民の利便性を確保し、②市町村との連携や迅速な滞納処分等による収税確保に対応するため、両地域に納税事務所(仮称)を設置します。課税業務については、課題となっている専門性の向上や指導體制の充実を図るため、大分県税事務所に業務を集約します。

納税事務所の主な業務内容については、これまでと同様、①の窓口業務として、申告書や減免申請の受付、免税証の交付、窓口収納などを行うとともに、②の納税相談や滞納処分などの納税業務も行います。なお、(2)にありますように、再編とあわせて、業務の効率化をさらに進めるため、別府、日田、中津県税事務所の法人二税・利子割に係る課税業務について、大分県税事務所に集約します。

6の実施時期については、31年4月1日からとします。

この見直しによる効果等としては、(1)課税業務の集約により、1税目を複数人が担当する人員配置となることから、職員の専門性向上やチェック・指導體制の充実が図られます。

(2)の県民の利便性の確保についても、納税事務所を設置することにより、これまでと同様に両地域において納税相談等を行うことができ、減免申請についてもワンストップでの対応が可能となります。また、(3)これらの見直しにより、おおむね10人の職員削減が可能となり、業務の効率化が図られます。

なお、県民への周知期間も必要なことから、

準備が整い次第、速やかに条例改正等の手続を進めていきたいと考えています。

**井上(明)委員長** ただいまの報告について、何か御質疑はありませんか。

**阿部委員** 中村課長、余り大したことじゃないかも分かんないけど、いつまで屋内スポーツ施設って言うわけ。今議会が過ぎたら名称を変えるのか。今日、さきほど名称が出ていたのに、ここは何でいつまでもこういうふうにするわけ。

**中村行政企画課長** 設置管理条例が今議会で議決されましたら、その名称に基づいて統一させていただきたいと考えています。

**阿部委員** それまでは。変えりゃいいじゃん。私はこれに非常に目が行って。よろしく頼みます。(「言われんわなあ」と言う者あり)

**原田委員** 前々から気になっていたんですけど、隣が大銀ドームって言ってネーミングライツをやっていますよね。こっちも考えるんですか。

**中村行政企画課長** 今回、両施設を一括して指定管理の対象とするよう考えていまして、ネーミングライツについても同様の対応を検討していますが、まだ水面下でもろもろ調整を行っていますので、整い次第、明らかにしてまいりたいと考えています。

**原田委員** 個人的には、定着するまではもう余りネーミングライツは考えんないんじゃないかなという気持ちは持っているんですけど。

**井上(伸)委員** 指定管理者の更新についてと言うけれども、金額をいくらでどうしているかというのは、これじゃ全然分かんない。公募しますというだけで。今回更新するためには、おおむね安く提示するのか、その辺のところがよく分からないんですね。現状維持の金額をもって公募するのか。どうなの。公募しますと言っても、いくらと言わないと企業の方も飛びついてこないでしょう。その辺はどげなってる。

**中村行政企画課長** 公募にあたっては、県として基準価格を算定してお示しすることとしています。現在査定中でして、実際に公にする際には、その金額も含めて明らかにしてまいる予定です。

**井上（伸）委員** 前回の、今までのやつ金額を教えてください。私が言いたいのは、指定管理者制度にしたけど、今までがあまり効果的になっていないような感じがするのね、制度的にどうも。何かしらん、例えば、100円として公募したらば、じゃ、80円でしますということはないでしょう。100円のところを80円と提示すれば、80円でなるかもしれないけど、どうもその辺のところを聞いてもなかなか皆さんの考えが分からない。そうすると、本当に指定管理者制度の役割が分からないんだよね。

それと、例えば、施設で赤字が出たらそのまま指定管理者に補填してどうぞと言え、誰だって赤字分だけ見てもらえば、ああ、ありがとうとは言わないんだけど、そのままにしますよね。その辺のところの兼ね合いを皆さんがどう考えていらっしゃるのか。皆さんの思いが意外と分からないんだよ、こっちは。皆さんが本当に削減して一生懸命頑張ろうとしておられるのか、その辺のところの考えをお聞かせ願いたいと思うし、金額を、前年度でないといろいろありましようから、前年度の額でもいいんで、後でいいから教えてください。

**中村行政企画課長** 金額の詳細については別途御説明させていただきたいと思いますが、指定管理者制度については、県以外の民間の受皿に管理をお願いすることによって、一つは経費の節減もございしますが、もう一つは、独自の創意工夫によって住民のサービスを向上させるという二つの面で制度を導入しているものです。金額面については、利用料金との差額、きちんと必要な経費を見積もった上で、必要な場合は差額を指定管理料としてお支払いしていますし、適切な管理がなされているものと考えています。

**井上（伸）委員** 別に業者側になってどうのこのじゃないんだよ。本当にこれが削減になっているかということを見たいんです。

**吉岡副委員長** 9ページの指定管理について、今回、屋内スポーツ施設の公募をされるんですけど、大分スポーツ公園の全体、高尾山自然公園も全て含めて、その中にスポーツ施設がある

から、今回、公募されるのは、そのスポーツ施設のみの運営ということですよ。その場合、全体は、今やっているところを見て、中の運営のみの募集ということですか。

**中村行政企画課長** 従来、スポーツ公園と高尾山自然公園の二つを大宣さんにやっていただいていますけれども、31年度以降の指定管理については、屋内スポーツ施設を加えて一体で指定管理者を募集したいと考えています。（すいません、失礼しました）と言う者あり

**井上（明）委員長** 関連で先に。大分動物愛護センターについては、前に福祉保健生活環境委員会で京都にも視察に行ったんですけど、あちらの方もやっぱり民間の指定管理者制度を導入していたでしょうか。

**中村行政企画課長** 大分動物愛護センターについては、ドッグランと多目的広場について民間の指定管理者を募集したいと考えています。

**井上（明）委員長** 全体的には。

**中村行政企画課長** 管理棟などについては、県の直営でと考えています。

**阿部委員** もう話題を変えていいか。（「はい」と言う者あり）税務について、吉富課長、窓口は残すということで統廃合しても、やはり規模的なものはあるでしょうし、また、大分に全部統合していくのは、それはそれとしても、やはりいつも言っているように、財源で県税というのは非常に大きな、大事な部分を占めているわけですからね。県税担当職員の皆さん方には、もう少し、そここのところも自信を持ってほしいと思いますし、今後、統合ということになりますと、やはりいろいろと職員のモチベーションが下がっていくんじゃないか。非常に距離的にも遠くなってくる、それだけの広範囲を行動しなきゃならなくなってくる。そこまで行かなきゃいかんわけですよ。そうなると、いろんな負荷がかかってくることも考えられる。

最後の言葉で、これによって10人程度の職員削減ができるという報告があったんですけど、これはあなたがそんなことを言いよつたらさ、ちょっとほかの職員が。行政企画課かどこかが、

10人削減になるからいいことですよと言うんなら、中村課長が言うんなら分かるけどさ、そのところもよくよく考えて、やはりやる気をなくしてもらおうと困るんでね。特に税務というのは、課税に行けば怒られたり、普通の職員以上に快く迎えてくれる人はほとんどいないと思うんですよ。そういうポジションだから、もう少しそのところをね。職員が減るからいいということじゃなくて。いろんな時代の流れの中で、こうならざるを得んと言うならいざ知らずね。

だから、職員が何人減ったというのは、ちょっと私の耳には心地よく聞こえてこないんで、そのところはこれからよく考えて、また、特に職員のモチベーションが下がらないように気を付けて、配慮しながらやってください。これは要望で。何かありますか。

**吉富税務課長** 県税事務所の職員の立場に立って考えていただき大変ありがとうございます。我々、県税事務所の職員は、公平、適正な課税と徴収を目指して、県の重要な財源である税収の確保について一生懸命頑張っています。その職員たちの士気が下がらないように、それを考えて今からやっていきたいと思っています。

**阿部委員** 10人なんていう数字を出さないように。

**井上(明)委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** 委員外議員の方はありませんでしょうか。

**守永委員外議員** 県税事務所の見直しに関しては、課題として、こういう整理をされたということで分かるんですけども、随分前の議論に立ち返りますが、豊後高田に県税事務所があったのを統合して、中津県税に1本になっています。そのときにも同様の住民からの要望があったと思うんですが、そういった点については何か今後議論する要素というのはあるのでしょうか。

**吉富税務課長** 今回は豊後大野県税、佐伯県税の廃止という形でしたので、やはりそういった意見を踏まえて検討を加えた結果です。ちょっ

と以前の経過を存じませんが、やはりそれぞれの地域において必要なことができる、事務分掌ができる範囲で考えてのことだったと思っています。

**守永委員外議員** 分かりました。今後、豊後大野と佐伯で、あったところがなくなることで住民サービスが低下する部分を防いでいくスタンスでしようがないんだろうと思いますけれども、豊後高田も含めて、以前、窓口を設置しようとしたけれども、課題があつて設置できなかったということもありましたので、その辺が今どういう実態なのかということも含めて、また対応をお願いできればありがたいと思います。要望ということで。（「はい」と言う者あり）

**井上(明)委員長** それでは、ほかに御質疑もないようですので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上(明)委員長** それでは、以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

**井上(明)委員長** これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、議長から回付されています陳情18米配車アプリ大手ウーバー・テクノロジーズの日本進出に反対する意見書の提出について、執行部の意見を求めます。

**土田交通政策課長** 陳情文書表の2ページをお開きください。

本陳情は、アメリカの配車アプリ大手ウーバー・テクノロジーズ社が日本に進出し、自家用自動車に相乗りでお客さんを乗せるライドシェアを行うことによって、タクシー業界が打撃を受けることを危惧し、その日本進出に反対する意見書を国に提出することを求めているものです。

ライドシェア事業は、一般の運転者が自家用自動車により、利用者を相乗りで乗車させ、対価を得るものですが、我が国では、こうした行

為は法律においていわゆる白タク行為に当たるものとして禁止されております。一部、市町村あるいはNPO法人等が過疎地域において行う例外を除いて認められていませんので、日本国内においては、ウーバー社は国家戦略特区等の例外を除いて、タクシー会社にライドシェアではなく配車システムのみを提供する事業を行っています。

**井上（明）委員長** この陳情について、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方もないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 別にないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

**岡本企画振興部長** 5月11日から6月1日にかけて実施された県内所管事務調査では、地域活力づくり総合補助金等で支援した団体・施設のほか、由布市ツーリストインフォメーションセンターあるいはOPAM、県立芸術文化短期大学などを御調査いただき、誠にありがとうございました。

いただきました御意見は、今後の施策にいかしていきたいと考えています。

中でも、とりわけラグビーワールドカップ2019に関し、本日お集まりの議長や委員長をはじめ皆さま方からは、先般、6月9日に行われた日本とイタリアの代表戦に際して、多大な御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思います。おかげさまで、観客の輸送あるいは会場運営など、来年の本大会に向けて有益な検証を行うことができたと考えています。

本日、この委員会では、来年の本大会に向けて私どもが取組を進めている状況について、担当課長から御説明させていただきたいと思っております。

**高橋ラグビーワールドカップ2019推進課長**  
それでは、ラグビーワールドカップ2019

に向けた取組について御説明します。

資料の1ページを御覧ください。

県内所管事務調査でもお話がありましたが、まず、大会後のレガシーについてです。

1 レガシーの基本姿勢にまとめていますが、一つ目がラグビーの魅力と感動の共有、二つ目がラグビー精神の体験を通じたグローバル人材の育成、三つ目が海外誘客の促進です。

将来に向かってこれらのレガシーを残していくため、来年のワールドカップの成功に向け、2今年度の主な取組に掲げた取組を進めてまいりたいと考えています。

まず、表の1段目の項目、会場整備等の欄を御覧ください。試合会場となる大分銀行ドームについては、5試合の開催に備え、ハイブリッド芝の導入準備を進めています。このほか、大会基準を満たすための明るい照明、監視カメラ及び観客席の増設については今年度内に完了する予定で準備を進めているところです。

会場整備等の二つ目のマル、公認チームキャンプ地の整備、それから2段目の交通輸送の項目については、後ほど、諸般の報告で詳しく御説明します。

表の3段目、危機管理、救急医療の欄を御覧ください。これまでワーキンググループで情報共有、課題の抽出等を行ってききましたが、来月早々には救急医療・危機管理専門委員会を立ち上げ、様々な計画の策定を行うことにしています。

4段目の項目、観光・おもてなしの欄を御覧ください。ファンゾーンについては、大分駅南のいこいの道広場に設置しますが、本番に向けレイアウトやブース内容等を定めたファンゾーン運営計画を策定する予定です。また、大分市、別府市が設置を予定している非公式の独自ファンゾーンとの連携も図ってまいりたいと考えています。

一番最後の広報・イベントの二つ目の小項目、イベントを御覧ください。大会500日前の5月に、大分駅でカウントダウンイベントを実施しました。今後は、秋に1年前イベントを開催予定ですが、One Rugby, On

e O i t a大作戦として地域のお祭りやイベント等にPRブース等を出展し、機運醸成等も図っていきたいと思っています。

その下の小項目、広報の一つ目のマル、大会チケット販売支援では、大会チケットの一般抽選販売が9月からスタートしますので、引き続き販売支援の取組に力を入れてまいります。また、三つ目のマルですが、観戦客に各種情報を提供するアプリを開発しようと考えていますので、例えば、飲食、買物、観光関連情報などを同時に提供できるようなものを関係部署と連携しながら作っていきこうと考えています。

その下の小項目、国際理解では、一つ目のマル、大分県で予選プールを戦う国・チームの文化等を理解するための国際理解講座を実施するほか、一番下のマル、小学生がラグビーワールドカップへの理解を深めることを目的に、教育委員会と連携して授業で使う副教材を開発してまいりたいと考えています。

**阿部観光・地域振興課長** ラグビーワールドカップ2019に向けたインバウンドへの対応について説明します。

資料の2ページをお願いします。

来年9月のラグビーワールドカップ2019を見据え、従来のアジアに加え、欧米・大洋州からの観戦客を受け入れるため、情報発信と誘客、受入態勢の整備を進めています。

5月に開催した世界温泉地サミットでは、世界に向け「おんせん県おおいた」をしっかりとアピールしたところです。

まず、情報発信と誘客では、欧米・大洋州のラグビーファン向けにSNSによる情報発信を行うとともに、世界的に有名なガイド本であるミシュランなど様々な媒体を通じた魅力発信を行います。

また、欧米・大洋州のラグビーワールドカップ関連のツアーを取り扱う公式旅行代理店に対し、現地に直接出向き、本県に宿泊するツアーの造成を強く働きかけます。7月には九州地方知事会、九州地域戦略会議で連携し、フランスにおいてプロモーションを行う予定です。

受入態勢の整備では、魅力ある地域づくり・

観光商品づくりとして、東京都や京都府及び航空事業者と連携し、欧米・大洋州からの観光客が多く訪れる、いわゆるゴールデンルートから、本県に引き込む導線を強化するとともに、モニターツアーによる着地型旅行商品の造成や欧米人に人気のあるフットパスコースの整備を進めます。

さらに、グリーンツーリズムの受入態勢の整備を行うとともに、食やおもてなしの質を向上させるための研修を強化します。

多言語対応も強化、充実を図ります。外国人観光客に対する通訳サービスを行う多言語コールセンターについては、この4月から山口・九州各県で対応できるようにしました。引き続き、さらなる磨き上げを行ってまいります。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**吉岡副委員長** 後で説明があるかも分からないんですけど、ボランティアについてお尋ねします。ボランティア募集の内容とか業務はホームページで見られるのかということが一つと、この間の試合をちょっと観戦に行ったんですけど、私は地元なんですけど、会場の中のA、B、Cの座る位置がありますね。それを初めに聞いてずっと行って、違って、また違って、最終的には全く向かい側の場所だったんです。早く行ったんですけど、結構歩いたので、来年はもっと大変になるのかなと思って。その案内をボランティアの人がもしするのなら、相当念入りにチェックしないと、こんなに分からなかったのが恥ずかしかったぐらいです。余りにも広いので、とても迷惑がかかるのではないかと思いますので、その二つを教えてください。

**高橋ラグビーワールドカップ2019推進課長**

本番のボランティアの関係ですが、これは組織委員会が今募集していますけれども、ホームページでアクセスができるようにしています。

それと2点目ですけれども、御指摘のとおりでございまして、後ほどまた総括させていただきます。申し訳ございません、薄々そんなことがあるかなとも思いましたけれども、正にそれはやってみて、シミュレーションをした結果、

やはりその点が上がってきましたので、外国語の表記も含めて、分かりやすい表示をしっかりとしまいたいと考えています。

**原田委員** 先日の日本代表戦は大変お疲れさまでした。あのときは会場にいろんなお店が出て良かったんですけど、そのことで、イベント会社の人とちょっと会ったんで、お話を聞いたら、今回、自分たちも結構テントとかを整備したんですけど、本番のラグビーワールドカップのときは、電通が中心になって、自分たちは孫請の孫請みたいな仕事しか取れないんだと。電通の福岡の業者が入って、地元の業者はなかなか入りにくいという話を言っていたんです。その人は、国民文化祭のときは各市町村が実施、運営をやるんで、仕事は結構あるみたいなんですけど、ワールドカップでは余り期待できないという話をしていました。

ちょっとそれも仕組みがあるんで何とも言えないんですけど、できるだけ多くの地元業者に仕事が落とせるような仕組みというのが盛り上がりにつながっていくと思いますので、ぜひまた御検討をお願いしたい。あともう1点、日本代表戦で一番気になったのは輸送の件で、とりわけ帰るときに混むんじゃないかなと思って。前回よりもかなりうまくいったと思うんですけど、一遍に帰るからそうなるちゃうんで、会場に残る仕組み、例えば、沖縄出身の2人組の芸人さんが司会をやっていましたよね。あと、こっちを見たら、ブルゾンちえみさんがいましたよね、多分。あの人は何をしていたのかよく分からないままだったんですけど、あんな芸人さんが何かやって、とにかく会場の出方を分散させる方法もあるんじゃないかなと思ったので、また御検討をお願いします。

**高橋ラグビーワールドカップ2019推進課長**

地元業者が入るような仕組みについては、ワールドカップの効果が253億円ということですので、これが机上の計算にならないように、しっかり経済効果を出していこうということで取組を進めてまいりますので、その辺の検討をしっかりとやりたいと思います。

それから、ブルゾンちえみさんの話は、ちょ

っと我々も知らなかったところで、多分テレビ局が独自に動いた分だったんだらうと思っています。それはともかく、ピークシフトというのは正に大きな課題です。行きはいいんですけども、帰りはどっと来ます。今回も、後でまた言いますけど、帰りのタクシーがなかなか拾えないというのがありましたので、なるべく帰りを分散させる方向で検討してしまいたいと考えています。

**阿部委員** 後ほど諸般の報告でもあるかと思いますが、今お願いしておきたいと思えます。昨年の担当課長は高橋課長じゃなかったし、部長も違っていた。ただ、例えば、このワールドカップに向けて、当初は15億円ぐらいかかるだろうと言っていたのが49億円にば一んとはね上がって、非常に物議を醸し、議会でもそれぞれの経費を提示して了解を得たという経緯もあるわけです。先般のイタリア戦なんかも、予行練習として、本番に向けてどれくらいどうだということ、経費の部分でも評価していると思うんですけど、去年のことをやっぱり忘れないようにね。去年は経費を見直して、例えば、警備の問題だとかは計上されましたけど、これはそのときになってみないと、どれくらいかかるか分からないクエスチョンの部分が何か所かあるわけですよ。ハードの部分については、芝の問題とかはもう、かかるものはかかってくるんだから、そうじゃなくて、ソフトの部分で、まだクエスチョンな部分もあるでしょう。そういうのをイタリア戦とかをやりながら、これぐらいかかるんじゃないかとやっていく。その中で、49億円が努力して45億円であればいいけど、49億円で終わらんで50何億円になるのか。今説明を受けたアプリとか、こういうのを作れば作るほどお金がかかっていくわけだけど、そういうのは去年の説明の中では全然入ってなかったわけですよ。

それは別として、どんどんやっているわけですから、それだけ費用がかかっていくことだと思ってるので、そういうところも含めて、どの時点になるか分かりませんが、報告をしていただくように。

去年、あの議論をしたことを去年だけの議論にして、ああ通った、もうこのことはいいんだ、もうどんどん進めりゃいいんだという話にはならないということだけ、ぜひ御理解いただきたいと思いますので、今どうこう答えてくれということじゃないんですけど、あえて申入れだけはしておきます。よろしくお願ひします。答えはいいです。

**井上（伸）委員** 関連で、そういったことで、大体チケットはとんとんぐらいでいくんじゃないかなと誰かに尋ねられたけど、俺はそれは知らんばいと。結構もうかっちゃるじゃろうねと、私はそう話しておきましたけれども、その辺のところだと思ふんですね。経費の面がどうなるかというのが県民もかなり心配なので、公にしないでいいにしても、皆さん方、事務方にはやっぱりその辺をつかんで物事を進めていかなければいけないという自覚をお願ひしたい。

それと、別に頼まれたわけじゃないんですけど、御存じのように、大分県の有名な漫画家で諫山創さんっているんだよね。あの方の漫画等が今2千万部以上か、4千万部の実績があるわけで、ああいう漫画を通して、非常に欧米とかで人気があるんですよ、いろいろ今までの経過から見ると。ですから、あの方は大分県でもあるし、もうちょっとさ、あの方の漫画を利用したら、インバウンドかなんかで結構若い方も来るんじゃないのかなと。別に俺はその人から頼まれたわけじゃない、これだけは誤解せんでください。（「頼まれたんじゃないの」と言う者あり）違う違う。あの方は大山じゃけん、意識には強くあるにしても、頼まれたわけじゃないですよ。けど、ああいう人たちもやっぱり使った方が、あの漫画の絵から見れば意外と強力でしょう。そうすると、ラグビーで頑張っているという、この意気込みとかさ、あの辺でどうも表現できるんじゃないかと、一つそういう思ひもするんで。何回も言うけど頼まれたわけじゃございません。そうするためには、向こうのスポンサーの方と話をしていないと怒られますからね。どうもあの方を活用したら、俺はインバウンドとかの面で非常に効果があるような気

がするんで、ひとつ考えてみてください。知事も恐らく対談しているんですよ、最初のころ。そういったことも含めて、忘れないように。そういう方も大分県にいるんだという一つの大きな宣伝にもなるし、恐らくインバウンドで関心が結構出てくると思うから、1回やってみらんですか。お金がどんくらいかかるか、そのところは私は分かりませんが。（「それを言うと困るけどな」「いやいや、それは全然分かりませんが」「多くなるやろ、49億円より」「いやいや、真面目に答えていい」と言う者あり）

**岡本企画振興部長** 議長が頼まれたとはゆめゆめ思っていないけれども、実は、今の状況として、さきほど観光・地域振興課長が御説明しましたけれども、年明けから海外の公式旅行代理店がチケットと宿泊をセットにした商品売り出している中を拝見すると、大分の試合であるにもかかわらず、よりによって宿泊が福岡の欧米系のホテルだったりということがあったものですから、それを全部ひっくり返す取組をしているところです。

現状はそういうところなんですが、今後の話として、9月以降はチケットのみの抽選が順次行われるようになっていまして、それを取得する方々は、いわゆるFIT、個人客という形で、日本までの航空券を手配し、あわせて試合会場に近い宿を手配するという客層です。その客層の中には、国によって富裕層もあれば、余りそんなに高くなくてもいいという客層もあるようですので、そういった方々に向けて、クールジャパンになぞらえてクールおおいじゃないですけども、おいしい食べ物もあれば、委員がお話になった諫山創さんの出身地でもあるということでアピールできると思っています。そこは極力経費を抑える形でやりたいと思っていますので、また御相談させてください。（「どうもありがとうございます」と言う者あり）

**井上（明）委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

**小嶋委員外議員** ワールドカップの関係については、議会の推進協議会でいろいろ議論していて、基本的にはその中で私も意見を言わせていただいております。近々まとまるものがあると思うので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

1点ですけど、ワールドカップの練習ということで、この前、イタリア戦をして、3万弱の人が来ました。3万人を目標にしましたが、なかなかできなかつたんですが、サッカーのときは今、観客が1万人ぐらいですかね。行く人がほぼ固定的になっていると思うので、それなりの流れで済んでいると思うんですが、ただ、4万人収容できて、あの場所です。県が絡んで、あるいは市やいろいろな公共事業体が絡んで事業をやるときには、莫大な経費をかけて、その都度、交通の段取りからなんからしなければならぬということがありますわね。だから、開催するのが大変だということが基本的にあると思うんですけど、その都度その都度同じような準備をしなければならぬということを、これから先もずっと、30年も40年も続けていくのか。ここはやっぱり、あそこに大銀ドームがあるという、置かれている環境の中で何らかの形を考えなきゃいかんと思うんです。一つは、JRで一番近いのは豊肥線ですけど、豊肥線の駅をどこか近くに作って、外国のお客さんが来たら、駅まで行って、それから歩いて行けるぐらいのルートも作ったりして、いろんなところから会場に寄っていきけるような環境づくりもしないと、その都度その都度、4万人、3万人の対策をみんなでやらなきゃならぬということになると、これは大変なのじゃないかなと。

私が申し上げたいのは、これから30年ぐらいはあの施設を使えると思うんですね。なので、30年たっても同じようなことをして、30年前もこういうことをしよったなみたいな話で本当にいいかどうか、私はちょっと疑問があるので、抜本的にあそこに寄っていきける環境づくりというものを、もっと広めにしておく必要があるのではないかと思います。だから、一つの例としては、JRを使うだとか、新しい道を開いて歩いて行く。歩いて上がったたり、歩いて

行くことを余りいとわないのが外国の人たちの習性らしいからですね。なので、あの辺の環境整備を少しして、寄っていきけるような状況を作れるといいなど。サッカーやラグビーを見に行ったりしたときにその都度思いますので、長い目で1回考えてみていただけるといいなと思います。答弁はいりませんので、よろしくお願ひします。

**井上（明）委員長** それでは、ほかに御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。一括して説明をお願いします。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 移住・定住対策について、御報告します。資料の3ページを御覧ください。

人口の社会増減の均衡を目指して、平成27年度から移住・定住対策を本格化し、取組を進めています。その結果、市町村の移住支援策を活用した県外からの移住者数は年々増加してまいり、表の一番上の右側ですが、29年度は1,084人と千人を超えたところです。

次に、4ページを御覧ください。28年度から今年度までの取組をまとめています。

27年度から東京に移住コンシェルジュ、28年度から東京、大阪、福岡の県外事務所に移住サポーターを配置し、毎月、移住相談会を開催するなど、移住希望者に大分の魅力を伝え、必要な情報を提供できる体制を拡充してきました。こうした取組が、移住者数の増加につながったものと考えているところです。

今年度は、これまでの取組に加え、各都市圏の地域別特性に着目し、エリアごとにターゲットを定めて、それぞれの特徴に応じた取組を強化していこうと考えています。

具体的には右端ですが、30年度の上から三つ目の囲みのところ、子育て世代の移住者が多い東京では、その世代が不安に感じる「移住とお金」をテーマとした、ファイナンシャルプランナーによるライフプランの個別相談など、相談内容の充実を図っていこうと考えております。また、アクティブシニアの移住が多い大阪では、



一番上の囲みのところのセカンドライフをイメージしてもらうためのセミナーや、三つ目の囲みのところの移住体験ツアーを実施したいと考えています。そして、大分県からの女性の転出者が多い福岡については、引き続き女性向けの福岡発着の移住体験ツアーを行うとともに、一番上の囲みのところですが、新たに女性を対象としたセミナー、「おおいた移住女子サミット in 福岡」の開催や、上から2番目の囲みの若い女性向けのタウン誌による情報発信などを実施し、女性のUIJターンに力を入れていきたいと考えているところです。

### 高橋ラグビーワールドカップ2019推進課長

ラグビーワールドカップ2019の開催準備状況について御報告します。資料の5ページをお開きください。

まず、公認チームキャンプ地の関係です。4月20日にビッグニュースがありましたけれども、ラグビーワールドカップ2019組織委員会が公認チームキャンプ地として内定した自治体を発表しました。本県では、予選プールで戦う6チーム全てが県内でキャンプを実施するという良い報告がありました。

次に6ページをお開きください。

今月9日に大分銀行ドームで開催されたラグビーテストマッチ、日本代表対イタリア代表戦の実施結果についてです。

今般の代表戦に際しては、県議会の皆さまにも多大な御心配、御協力をいただきました。担当課長として重ねてお礼申し上げます。

1 開催概要を御覧ください。来場者数は総勢2万5,824人を数え、本番を見据えた各種シミュレーションを行ったところです。

当日の実施結果について御説明します。

2の交通輸送です。交通手段別の内訳については、大分駅シャトルの利用者が6,700人で全体の約25%。大分市内のパーク&バスライドの利用者が3,700人で約15%、別府シャトルの利用者が1,400人で約5%、タクシーの利用者が往路800人、復路600人、平均約700人で約3%となっています。パーク&バスライドについては、田ノ浦ビーチを除

く5か所が予定台数に達しました。

今回の交通輸送については、全体としては大きな混乱もなく、交通規制も主要交差点の交通量が前の週に比べ約20%減少するという状況がありましたので、一定の効果があったと考えています。ただ、会場内外の誘導・案内のほか、特に復路を中心としたタクシーの必要台数の確保が難しく、往路420台に対し、復路は280台にとどまったため、最大280人、1時間ほど待たせた状況もありました。本番に向けてこの辺りが改善事項と考えています。

7ページをお開きください。

3のイベントです。ドーム西口広場でスタジアムイベント、いこいの道シャトルバス発着場横でミニファンゾーンを実施しました。スタジアムイベントについては開場時間前から多くの方が集まり盛況であったと考えています。

次に4のボランティアです。いこいの道広場、大銀ドーム内外に約100人のボランティアを配置しました。主な業務としては、シャトルバス乗降場での誘導、ドーム内で案内誘導等を行っていただいたところです。本番では、千人から2千人の方にボランティアとして従事してもらう予定で、今後、採用面接、研修を重ねながら、スキルアップを図っていく予定です。

最後に、当日観戦した県職員を中心に聞き取った主な意見を、観戦者の声として記載しています。主な意見として、シャトルバスがスムーズだった、試合が素晴らしかったといった肯定的な意見のほか、会場表示や案内板が少なく、しかも文字が小さい、トイレが不足していたといったものがありましたので、次回にいかしていきたいと思えます。

今回は県内客が中心でしたが、本番では県外、さらには海外からも多数来場するという一方で、そうしたことも視野に入れながら、大会の円滑な運営に向け、しっかり準備をしまいたいと思えます。

**阿部観光・地域振興課長** 私から2点御報告します。資料の8ページをお開きください。

世界温泉地サミットの開催結果についてです。5月25日から27日までの3日間にわたり、

別府市のビーコンプラザなどで、世界温泉地サミットを開催しました。多くの議員の皆さまにも足をお運びいただき、ありがとうございました。

メインの全体会議には1, 136人が参加しました。このうち海外からは16か国17地域の参加者と、海外メディアや大使館関係者などを合わせ、約100人が参加いただき、実り多い国際会議となったところです。

会議の締めくりにまとめられたサミット宣言では、9ページですが、世界の温泉地発展への貢献や温泉観光振興の実現、温泉の医療・健康・美容分野への活用、様々な分野での温泉エネルギー利用などが織り込まれ、今後も情報共有や議論を行うため、サミットの開催を継続していくとされました。

フランス、アメリカほかの6か国などから18人の海外メディアが取材に訪れ、日本の誇る温泉資源・文化等を日本一のおんせん県おおいたから世界に向けて発信することができました。

こうした成果を、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、本県へのさらなるインバウンドの誘客につなげていきたいと考えています。

もう1点は大分県立別府コンベンションセンターの指定管理者の更新についてです。資料の10ページをお開きください。

当課が所管する大分県立別府コンベンションセンターについてポイントを絞り説明させていただきます。

まず、1更新施設の現在の指定管理者ですが、ビーコンプラザ共同事業体、代表団体は株式会社コンベンションリンケージですが、こちらを管理者に指定しています。

今回の選定方法については公募とし、指定期間は、平成31年4月から平成36年3月の5年間と考えています。

次に、2施設の概要です。

本施設については、県と別府市の共同管理であり、平成7年3月に設置しました。

主要4施設と言われる、コンベンションホー

ル、フィルハーモニアホール、レセプションホール、国際会議室を始め、八つの中小会議室や展望台を備えたグローバルタワーがございます。

最後に、3目標指標等です。

大分県立別府コンベンションセンターの目標指標については、主要4施設稼働率とし、今後5年間の目標値は、平成31年度の63%から毎年1%ずつ伸ばし、平成35年度には67%としています。

過去4年間の実績としては、施設利用の誘致に取り組んだ結果、熊本地震が起こった平成28年度を除いて、毎年度稼働率を伸ばし、目標を達成しています。

**土田交通政策課長** 資料の11ページをお開きください。

昨年の九州北部豪雨で被災した久大本線は、おかげさまで来月14日に全線開通しますが、いまだ運転見合せが続いている日田彦山線の状況について御説明します。

日田彦山線については、大分、福岡の両県知事、JR九州の青柳社長、沿線の日田市、添田町、東峰村の首長をメンバーとする日田彦山線復旧会議を4月4日に立ち上げ、復旧に向けた協議を始めたところです。

会議では、鉄道で復旧するための方策と継続的な運行の確保の二つについて検討することとし、具体的な協議を部長級のメンバーで構成する検討会で行うこととしました。

5月には第1回の検討会を開催し、復旧費用の精査のほか、沿線の現状や利用促進策などについて協議を行ったところです。

復旧費用の精査では、本県から大肥川の河川改修についてバイパス水路で整備する旨を説明し、その川に架かる竹本橋梁について、JRが主張する架け替えではなく、修繕で対応することで復旧費用が減らせるのではないかということをご提案しました。

引き続き、早期復旧を望む地元住民の皆さんのためにも、しっかりと検討を進めていきたいと考えています。

**井上（明）委員長** ただいまの報告について、何か御質疑はありませんか。（「これどれでも

いい」「全体やる」と言う者あり) 全体です。

**阿部委員** 部長、さきほどの小嶋議員の話と若干重複するとは思いますが、ニュージーランド、オーストラリアと、組合せとしては最高の組合せが来るでしょう。九州でも3県がワールドカップをやる。そのためのインバウンド、また宿泊施設等の整備も、それぞれに呼びかけてやっておられる。また、キャンプが来れば、それぞれキャンプ地も整備が必要になってきて、それは市町村、大分市とか別府市がやる。そういうのが終わった後ですね。やはりそのところは十分考えておられると思うんですが、終わった後、大きな嵐が過ぎたように、宿泊施設にしても、スポーツ施設にしても、ぺんぺん草が生えることのないように、そういうところは考えておられると思うんですが、ちょっとお考えの一端だけ。まだまだ先のこともあるでしょうけど、それは当然踏まえてやっていかないと、それが私は一番恐ろしいことだと思うんですよ。当面のことでお金をかけるのはいい。しかし、それから後の維持補修も出てくるでしょうし、そのところはどうかお考えですか。

**岡本企画振興部長** 今、宿泊施設もということでお話を頂戴しましたがけれども、特に私どもが気を付ける必要があると考えているのは、県も含めてですが、大分、別府の両市がキャンプの受入れを行うために整備する施設のところです。

それで、両市とも十分話をしながら進めていますけれども、特に委員がおっしゃった部分で言いますと、必要な施設についてはしっかり恒久的な整備をすればいいと思いますけれども、この施設は一過性に終わるんじゃないかということについては、極力仮設で行うことにより、投資額を抑え、大会あるいはキャンプが終われば撤去ができるという方法をとりたいと思っています。さきほど御指摘のあった、49億円に増やしていただいた経緯については、私は当時、観光・地域局にいて側聞していましたので、そこはいたずらに、ただ単に必要なのでまたお願いしませうと言うべきものではないと認識しています。

それから、特に旅館、ホテルの投資のところ

ですけれども、昨年度から地震のことも含め、私は経営者の皆さんとつながりができていましたので、特に今回増設をされる経営者の皆さんから御意見を拝聴しています。多くはラグビーにらみというところではありますけれども、もともと今後、オリンピック・パラリンピックもあって、事業もそこそこうまくいっているんで、腹案として拡張されたい、増設されたいという計画があったところに、今回、ラグビーで大口が来るんで、前倒しで整備しようというところが比較的多いのかなと受け止めています。前倒しで整備していただいて、受入れにも努めていただけないということですから、これでしっかりお客さんが来てくれれば、私どもの責務としては、ホテルでの滞在を除いた大分県での滞在という部分で、吉岡副委員長から御指摘のあった案内標示みたいなのを含めて、要は快適に過ごせて、大分って悪くないよという感想を持って帰っていただけるように環境整備に努めたいと思っています。そういう形で母国にそれぞれお帰りいただければ、また来てもいいよということで、リピーターとして受け入れることができるんじゃないかと考えているところです。

**阿部委員** そこは大事なことだと思います。何がいいのか、仮設だからいいんだとか、そういうことは私どもは分かりません。ただ、危惧するところは多々ありますんで、そういう流れにならないように、最低限に抑えられるように、そういうところは反発的な部分がないとは限らんけんね、しかしそれも最小限に抑えるような努力をしていかねばいかんと思う。特に、宿泊施設は外国人対応までして行って、後はどうなるんだとか。阿部課長のところがそうだろうけど、その間はラグビーの客がばあっと増えて、一般の平生、観光で来ている人たちは、もうそこで扉が閉まるわけだからね。この間は、やはり今までの流れの観光客というのが若干減って、もうラグビー一色になっていく。例えば、今、武道スポーツセンターでも何月から何月までは使えない、ラグビーが使用しますよとなっているでしょう。これはもう最初の約束だからしょうがないんだけど、少なくともそういうのがあ

るわけですから、そうすると、その間はその施設は使えない。

ホテルだって同じようなことがあると思うんですよね。今まで来ていた人たちがよそに行ってしまう。その人たちにまた帰ってきてもらわないと困るわけだから、そういうところは十分シミュレーションして、対応していかなきゃならんと思いますので、このところはよろしくお願いします。あえてお願いをしておきます。

**原田委員** 2点あります。今、サッカーのワールドカップをやっている、全試合テレビで流れますけど、半端ないくらい盛り上がるのはやっぱり日本戦だと思うんですよね。

ちょっと聞かれたんですけど、日本戦のときにイベントとして、例えば、パブリックビューイングなどをやる予定があるのかどうか。

もう1点は温泉地サミットについてですけど、一般質問で本当は言いたかったんですけど、あえて言わなかったのは、あそこはいわゆる物産展の会場なんですよね。お店も各市町村のテナント等が出ていましたけど、物産展というよりも、観光の案内みたいな形で、食べるものも余り多くなくて、ステージではいろいろされていたけど、人も少なくてかわいそうだった。別府では物産展を目標に行った人が結構いたんですけど、余りいい印象じゃなかったんで、そこは反省すべき点だということを指摘させていただきたいと思います。

**高橋ラグビーワールドカップ2019推進課長**

初めの御質問の日本戦の関係です。パブリックビューイングは今のところ公式ファンゾーンで予定しています。それが公式ファンゾーンの要素といいますか、条件になっています。日本戦のほか、大分でやる試合、それから準々決勝、決勝は必ずやるようなスキームとなっています。

**阿部観光・地域振興課長** 世界温泉地サミットの物産展は、ビーコンを運営するリンケージさんと一緒に、リンケージさんをお願いする形で行いました。確かに飲食のブースが少なかったということは反省点としてあげたいと思います。ただ、100近いブースがありましたけど、この温泉地サミットに集まった全国の温泉を有

する各自治体では、自分のところの温泉の紹介をしたいとか、海外も含めてそういった意見が多かったため、どうしても飲食店ブースが少なくなつたという状況もあります。

**馬場委員** 日田彦山線の復旧状況について、議会でも出ていたと思うんですけども、ちょうど1年になるんですが、JR九州さんが明確にどういう考えでいて、あと、それが自治体の考えとかなり違うものかどうかですね。それと、いつごろの時点で復旧の方法などが決まりそうですかね。その辺の時期的なものも含めて。

**土田交通政策課長** まず、今のそれぞれの意見の表明の仕方が、さきほど申し上げた二つの課題について、自治体側は地元の方が求めている早期復旧に向けて、イニシャルの復旧費用の精査が終われば、復旧に向けた具体的な動きをしてほしいと主張している一方で、JRは運行事業者の立場から、復旧後の継続的な話もやはり重要なのでセットで議論したいと言っている状況です。現状としてはそれぞれの立場で意見が異なっている状況ではあります。

そのことについては答弁でも申し上げましたように、復旧会議を通じて合意形成を図るということだと思いますけれども、一方で、鉄道軌道整備法の改正案が成立し、3か月以内に施行されることになり、その3か月の間に具体的な交付基準を国が作ることとなります。今伺っている内容では、国の支援を求めらんだら、長期的な運行の確保についても鉄道事業者が作ってくださいという要件が課せられる方向性もあるということですので、そういった動きも見ながら合意形成を図るのかなと思っています。

時期的なものについては、もう我々の方とはとにかく早期復旧をしてほしいとお願いしている状況ですので、まずは復旧費用の精査、そして継続的な運行の確保の議論もあわせて早急に進めて、結論を得たいと思っています。

**井上（明）委員長** 関連で、日田彦山線ですが、報道等を見る限りでは、なかなか前に進んでいないのかなという感じがするんですが、JRとしては、やはり補助金も含めて行政の支援がどれだけあるのかを見ながら判断しようとしてい

る感じがして、どのくらい本気度があるのかなと思うんですね。その辺のところ——これまで部長は会議に出られたんですかね。よく分からないかもしれないですけど、その辺はどんな感じなのかなと思うんですが。

**岡本企画振興部長** 今、委員長がおっしゃったところを具体的に青柳社長、あるいは先方の私のカウンターパートが口に出しておっしゃったことがないんで、そこは私も何とも言えない部分ではありますけれども、少なくとも青柳社長は鉄道での復旧をするということは明言していらっしゃると思いますので、出発点、原点はそこだと考えています。あとは、手法といいますか、我々は今、土田課長が申し上げたとおりで、要は一日も早くやってくれば、イニシャルの部分さえ確定できればと思っていますけど、そこをまだ1度しか協議していませんので、もう1度、2度やって、早く結論を出し、お互いに合意して、着工していただければありがたいというのがあります。

**井上（明）委員長** あの辺の河川の工事等も絡んでくるんですね。鉄橋をどうするか、河川の工事の方は激甚災害の期間というのは決まっています、勝手に扱えないんで、非常にその辺が心配するところです。またよろしくお願ひします。

**吉岡副委員長** 30年度、移住・定住で新規にいろいろされている中で、若い女性にぜひ大分にいらっしゃいということで取り組んでいるんですけど、高校生の約半分は大分県内に残って、半分は県外へ出るというデータが確かあったと思うんですね。そういう意味で、今回、福岡でのサミットとか、情報誌などがありますが、こちらに戻るなり来るなりする場合、やっぱり仕事がないと女性も帰ってこられないのかなと思うんです。そういう仕事のことも十分入っているんですかね。生活が成り立つように、女性も帰ってきやすいようにという内容が入っているか。女性が帰るのに何に力が入っているのかなと思って。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 移住していただいている方は、若い方、30代ぐらいの方が非常に多いという最近の状況の中で、

やはり仕事というものが相談でも非常に多くなってきていますから、必ず私どもは仕事を紹介できる方と一緒にお話をさせていただいています。特に女性が十分に帰ってきて仕事ということになると、なかなか難しいところもありますけれども、女性が働きやすい職場、働き方改革とかいろいろ今取り組んでいただいていますんで、そういう仕事を御紹介できるような取組は、常にしているところです。

**吉岡副委員長** もう一つ、高校生の半分が県外へ出ていくんですけど、教育委員会にこれは言わなきゃいけないんでしょうが、大分の良さを伝えて、ちょっと出てみすぐ帰ってねとか、何かそういうこともしていくといいのかなと私は思っています。せっかく育てても、向こうに行っちゃったら、結婚して、ますます帰ってこなくなると、とても寂しい思いをしていますので、そこら辺は女性が帰りやすいような、いろいろな対策をお願いしておきます。要望です。

**井上（明）委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

**小嶋委員外議員** 時間がないので2点だけ。一つは、移住者の件数が出ていますけど、18市町村全部が分かるものも集計されておれば、ペーパーでいただくとありがたいです。

それからもう一つ、さきほどもワールドカップの件はうちの協議会で話をしていると申し上げたんですが、タクシーベイは今後に向けて、場所を変更した方がいいと思います。

それと、タクシー協会との連携をきちっと密にしておかないと、5分ぐらいタクシーが帰ってくるのを待つというのが何回もありました。これはちょっとという印象を持ちましたので、ここはぜひよろしくお願ひします。

**井上（明）委員長** 移住者一覧表ですね、これは18市町村分、できれば各市町村の数も入ると参考になるのかなと思いますんで。

**岡本企画振興部長** 市町村別がありますので、お配りします。

**井上（明）委員長** よろしくお願ひします。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** それでは、ほかに御質疑もないようですので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** それではここで、今月27日をもって退職される土田交通政策課長に、委員会を代表しまして、一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔土田交通政策課長挨拶〕

**井上（明）委員長** 大変お世話になりました。ますますの御活躍をお祈りしております。

それでは、以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後3時51分休憩

午後3時57分再開

**井上（明）委員長** それではこれより、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査に入ります。

まず、県内所管事務調査のまとめを行います。

執行部の説明を求めます。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** 説明に入る前に、お礼を申し上げたいと思います。

県内所管事務調査では、振興局をはじめ各所において、委員の皆さまから国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関する様々な御助言、御指摘をいただきまして本当にありがとうございました。この後、担当課長から両文化祭の取組について改めて説明させていただきたいと思ひます。

また、あわせて、先日の開会日に行われた政策勉強会において、私どもの事業の説明をする機会をいただき、大変ありがとうございました。

そのときは事業の説明をさせていただきましたので、本日は広報と100日前イベント等について、諸般の報告の中で御説明します。

それでは、担当課長から説明します。

**秋月事業推進課長** 資料の1ページをお開きく

ださい。国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の取組の推進についてです。

先般行われた県内所管事務調査では、杵築市の国民文化祭実行委員会、中津市の北原人形芝居保存会、佐伯市のこどもミュージカル実行委員会、豊後大野市の障害者支援施設めぶき園、竹田市のキリシタン研究所資料館など、各地域で文化祭に関わっている様々な団体の皆さんと意見交換を行っていただきました。ありがとうございました。

その際、委員や団体の皆さまからいただいた主な御意見3点に対する取組について説明します。

まず1点目は、上段ですが、芸術文化団体の後継者育成及び活動支援についてです。

今回の文化祭では、「地域をつくり、人を育てる」を基本方針の一つとして、準備段階から芸術文化団体の人材育成と活動支援に力を入れてきました。

平成28年度から29年度にかけては、芸術文化団体が実施した研修や講習会、先催地視察などの人材育成事業に対し助成を行い、各団体の会員の方々の資質向上とノウハウの蓄積を支援してまいりました。

文化祭本番を迎える今年度は、引き続きワークショップや合同練習等の助成を通じて各団体の人材育成を支援するとともに、特別ゲストの招へいや舞台の企画・制作費を助成し、よりレベルの高い発表が行えるよう支援しているところです。

また、市町村主催事業に参画する団体に対しても、人材育成を含め、文化祭の開催経費を助成することとしています。

2点目は二次交通対策についてです。

市町村主催事業では、来場者の利便性を図るため、必要に応じてシャトルバスの運行を予定しています。

また、県内の交通に不案内な参加者のため、4月に設置したトラベルセンターにより、タクシーやレンタカーの手配も行います。

さらに、カルチャーツーリズムとして、文化祭事業に食や地域体験を組み込んだバスツアー

を実施しますので、ぜひ、多くの方々に御参加していただき、県内を周遊いただきたいと思いますと考えているところです。

3点目は、障がい者芸術作品の活用についてです。

今回の文化祭では、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が一体的に開催され、さらに全ての市町村で障がい者アート事業が実施されます。多くの障がい者が文化祭に参加するとともに、県民の皆さんが、その作品の魅力に触れる場となるよう準備を進めています。

平成28年度から29年度にかけて、文化祭での作品展示につなげるため、障がい者福祉施設や特別支援学校等へ有識者とともに作品の掘り起こしを行い、その作品の一部を昨年、1年前イベントとして竹町通・中央町商店街で展示しました。

また、障がい者アートの商品化に向けた先進事例を紹介するセミナーも開催したところです。

本番である今年度は、掘り起こした作品の中から、選定した作品を県立美術館や商店街、旅館・ホテル、大分空港などで展示するとともに、全国の関係者が一堂に会する「障がい者アートフォーラム」において、作品の商品化などについて先進的な取組を進めている実践者をお招きした分科会を実施することとしております。

文化祭終了後には、芸術文化団体や障がい者団体、市町村などの関係機関とともに、事業の成果と今後の新たな展開に向けたニーズをきめ細かに把握していきたいと思っております。

特に、全国障害者芸術・文化祭については、本県では初めての開催です。終了後には福祉施設や特別支援学校、行政関係者などによるミーティングを実施することとしています。その中で、事業の成果や今後の課題などの共有を図るとともに、関係者のネットワークを構築し、発表機会の定着と作品の活用による障がい者の社会参加の促進につなげていきたいと考えています。

また、所管事務調査では、文化祭のPRについても御意見をいただいたところですが、広報を含めた今後の機運醸成については、この後の

諸般の報告の中で詳しく御説明させていただきます。

今回の所管事務調査でいただいた御意見を参考に、文化祭をさらに充実してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いします。

**井上（明）委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 別に御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

**岡田企画・広報課長** それでは、広報関係について報告させていただきます。

資料2ページを御覧ください。機運醸成のための広報についてです。

まず、今年度の広報実績です。

広報ボランティアについては、おおいた大茶会手伝い隊への登録が1万159名となりました。このほかにも撮影ボランティアの方々にも活動していただいています。

企業協賛による広報については、デパートの紙袋やバスの車内、トラック車体側面への広告掲載など、幅広く御協力をいただいているところです。

また、テレビCMを作成し放映するなど、メディア等での広報を行ってまいりましたが、それ以外に、世界温泉地サミットなど、大規模イベントの機会を捉えPR活動を行ってまいりました。

県外においては、5月8日に東京で、知事、芸術文化振興会議理事長や、文化祭に参加するアーティストなどが出席し、旅行誌、美術誌をはじめとする約60名の記者を招いての記者会見を行いました。

また、全国主要都市で開催される旅行業者向けの商談会には、職員が出向き、文化祭やおすすめコースを紹介し、ツアーの造成について働

きかけを行ってきたところでは、

次に、今後の広報活動について御説明します。

まずは、シティドレッシングの実施です。市町村と連携し、空港、JR駅をはじめ、県内各地の道の駅や観光地等にフラッグやのぼり等を設置し、開催ムードを盛り上げていきます。特に大分駅からiichiko総合文化センターまでの間は、商店街ですけれども、オープニング、フィナーレ等数多くのイベントが開催されることから、「おもてなしゾーン」として、重点的に設置することとしています。現在、6月まではラグビーの装飾がなされていますが、7月からは文化祭仕様に塗り替える予定です。

次に、印刷物等の配布についてです。現在の公式パンフレットは、事業数が大変多いことから分かりにくいという声もいただいております。本日お配りしていますが、「アート系イベント」や「伝統芸能」といった分野別のリーフレットを順次作成してまいります。本日お配りしているのがその中の一つ、「CULTrip」で、アート系イベントのリーフレットです。これらについては、県内各地に配布し、文化祭の魅力を感じていただきたいと考えています。

PRイベントについては、7月に100日前イベント、8月に50日前イベントを実施するほか、県外においても機会を捉えてPR活動を実施します。

100日前イベントの概要については、別添の青色のチラシで御説明します。

裏面に詳細を記載しています。

特に、トークイベント「こんなに面白い！おおい大茶会参加アーティスト大集合」と銘打って、文化祭に参加する県内外のアーティストに出席していただき、事業の見所などを語っていただくことにしています。ぜひ委員の皆さまにもお越しいただいて、御覧いただきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

あわせて、左下ですけれども、子ども向けイベントの「アトリうむ遊園地」を7月1日の日曜日に開催します。またその右側、知的・発達障がい児などを対象とした映画鑑賞体験「劇場って楽しい！！鑑賞ワークショップ」を開催す

る予定です。

これらの広報活動を通じて文化祭について知り、興味を持っていただくことにより、機運の醸成を図っていきたく考えています。

資料2ページにお戻りください。メディアでの広報です。

ラジオでは6月から週に1回、OBSラジオで毎週月曜日の16時から16時10分まで10分間なんですけど、生放送で、文化祭に参加される地域の方に出演いただいて、その内容や意気込みなどを語っていただく番組が始まっております。

また、今後はテレビCMの放映のほか、新聞や雑誌、広報誌やCATVなどによる事業内容の紹介について、市町村と連携して実施します。

その下、県外及び海外での広報活動についてです。

旅行、美術系雑誌の編集者などへの情報提供を行い、記事の作成を促すほか、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどで多くのフォロワーを持つインフルエンサーを招へいするなどにより、SNSを通じた文化祭情報を発信していくことを考えています。

また、アートに興味の高い若年層女性などに情報を届けるため、一般紙、旅行誌、美術誌への記事の掲載も行ってもらうよう考えており、また、海外で日本に興味を持つ層に対しても、情報誌を活用した広報を予定しています。

続いて、資料3ページを御覧ください。観光・おもてなしについてです。

今年度の実績としては、統一デザインで来場者に分かりやすい誘導案内を提供するためのサインデザインガイドラインを策定しました。また、市町村担当者や宿泊施設職員に対する障がい者へのおもてなし研修の実施、タクシードライバーが受講するユニバーサルドライバー研修の開催支援等を行ってきました。

また、参加者への宿泊や交通の手配を行うトラベルセンターについても4月に設置し、既に申込みを受け付けているところです。

今後の活動について、まずは、今回の文化祭における重点的取組の一つであるカルチャーツ



ーリズムです。

昨年度から、素材調査やブロック別検討会等を実施し、市町村など関係者とともにツアーを造成してきましたが、7月からトラベルセンターで造成したバスツアーの販売を開始します。文化祭事業にあわせ、地域の食や体験を組み込んだツアーとなっていますので、ぜひとも、多くの方に参加いただきたいと考えています。

次に、おもてなしブックの作成です。文化祭の情報や基本的な障がい者へのおもてなしをまとめた冊子として、タクシー、バス、宿泊施設などに配布します。8月に実施する運営ボランティアの研修の際にもお配りする予定です。

おもてなし装飾については、空港やフェリー乗り場などに障がい者アートを展示し、来県者が障がい者芸術に触れる機会を設けます。

あわせて、空港、大分駅、別府駅に案内所を設置して、文化祭の情報などを提供します。市町村でもそれぞれの事業にあわせて情報提供やシャトルバスの運行など、参加者への便宜を図ることとしています。

最後に、危機管理体制の整備です。障がいのある方を含めた多くの参加者がおいでになります。その方々の安全のため、連絡体制、対応方針を整備し、市町村へも周知しているところです。

このように、本番に向け、県内外から多くの方に訪れていただけるよう、広報などによる機運の醸成に努めるとともに、来県者には、本県のファンとなって再び訪れていただけるように、おもてなしの準備を現在進めているところです。

**井上（明）委員長** それでは、ただいまの報告について、何か御質疑はありませんか。

**吉岡副委員長** 要望なんですけど、今回、全国障害者芸術・文化祭も入っていますので、今、ヘルプカードというのを大分県でも作っていますよね。さらなる周知をお願いします。

それで、例えば、会場に着いたらお金がかかるもんじゃないし、自分でダウンロードもできますけど、大分県もきれいなものを作っていますのでね。そういうのを会場に、5、6枚でも10枚でも結構ですので置いておいて、何かあつ

たらこれをかざしてと言ってあげるといいなど。県外から来た人も、県内にいる人も、周知できていなくて、本当に手助けしてもらいたいけど、なかなか言うに言えないという人も結構多いと思うんですね。ああいうのをちょっとかざすと、通っている人が、ああ、何かこの人を助けて、何かできるのかなという感じになりますし、来た方、参加した方にも、ああ、ここまでしてくれるんだなど、それこそおもてなしの精神にもつながると思います。せっかくの機会なので、そういうのも周知して、会場にちょっと置いてもらうとありがたいなと思っています。

**井上（明）委員長** 要望ということ。

**吉岡副委員長** もしあれば、なければいいですけど。

**岡田企画・広報課長** おもてなし研修では、講師の方からも、障がいを持たれている方に何かお手伝いすることがありますかとお声がけすることは大変大事なことなんだと話があり、学んでいますので、今、委員がおっしゃったことを有効に活用させていただきよう、こちらでも準備していきたいと思っています。

**吉岡副委員長** よろしくをお願いします。

**阿部委員** 皆さん方が一生懸命になっておられるのはもう本当によく分かるんですけどね。私はいつも思うんですけど、余りぴんとこないんですよ。私だけかなとは思いますが、体育系の人間というのは余りぴんとこないんですよ。芸術・文化というのは。

今、大分の全体の流れを見たときに、例えば、今年は国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭がメイン、来年はラグビーワールドカップとなると、ラグビーワールドカップがどんどんクローズアップされていっているんじゃないか。まあ、私が体育系だからそういうのが耳にばあっと入ってくるのかなという感じはするんですけど。

この100日前イベントとか何日前イベントについても、これが例えばラグビーであれば、先般、ワールドカップのプレ大会ということで、来年に向けていろいろ補充すべきものなどを全部見ながらやっつけていこうということで試合をやったわけですけど、そういう意味で、この10

0日前とか50日前というのがそういうことにつながるものかなと思うんです。その流れの中で、アーティストがこういうふうにはぽっと出てくるわけですが、これは私の個人的な話で大変恐縮なんですけど、こういう大巻さんとか高橋さんとかいう人たちが来ても行ってみようと思わないし、ぽっと引かれたい。何をする人かって、チラシをよく読んでも、字が小さいしね。小さいでしょう。眼鏡をかけて、ずっと読んで、ああ、こんなことをする人かよね。

例えば、冒頭に話があった中津の北原人形芝居とか、佐伯のミュージカルとか、そういう地に着いたものが大分県の芸術だよということをもう少ししてもいいのではないかな。100日前とか50日前イベントなら、そういうところをちょっと小さくして一堂に会して大分や別府でやるとかしながら、みんなを集めていくようなのはないのかなと。こういう人をぼんと持ってきて、こんな有名な人が来ますよって言っても、あなた方の中で有名なだけであって、この中のほとんどの人はよく知っているんですけど、私は全然知らない。こういう人が来るのもただじゃないでしょうし、お金をかけるんなら、私はもう少し北原のようなものを行った方がいいと思う。そうすると、もう少し踏み込めば、レガシーをどうするかという話にもなって、やっぱりああいうのを残さなきゃならんけれども、人形の補修に対して、もう少し別の観点から何かないかなとか、佐伯のミュージカルであれば、ああ、これは大入島に行ったら、あの火の消えたような大入島からもやっぱりこっちに来ていんじゃないかと。じゃ、大入島を舞台にした何かそういうもので、大入島のあれも一つのPRにならないかなとか、いろんな発想ができてくると思うんだけど、そういうもんは全然見えないうんだよね。私個人で局長によく、もっと分かりやすく、もっと分かりやすくと言うのは、そこなんですよね。どうもこういう人が来てよね。

前回は、十数年前に開いた国民文化祭の後、県民文化祭という名称でずっとしばらくいろんな団体がやっていたし、ミュージカルもやっていた。県民文化祭を後でやるのも、つなげてい

くのも大事でしょうけど、そういう団体があるんなら、このメインの国民文化祭が開かれる前に、そういう人たちに呼びかけて、会場をちょっと優先的に使用させるようなこともしながら、県民文化祭をやったらどうかかな。そういう中に我々を引っ張り込むと、もう少し分かりやすくなるんじゃないかと私は思うんですけど、いかがですか。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** 仰せのとおりだと思っています。それで……

**阿部委員** いや、私が相手だからって、そう言わんでいいですよ。しっかり。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** 少し説明をさせていただきますと、実は昨年、美術館の前を本番と同じように歩行者天国にして、1年後をどうするかというのを、ちょうど今のラグビーと同じような形でやりました。そのときに、各ゾーンから伝統的なものということでも来ていただきまして、日田の祇園囃子とか、津久見と佐伯と一緒にジョーヤラをやってもらったりしています。

そのとき実際に、今おっしゃいましたおもてなしの面でも、あそこで人がたくさん入ったときに果たしてどうなるかというのを、実験と言ったら悪いですけども、やりたかったのも、障がい者団体の方にも入ってもらって、こうすればいいということで事前にいろいろしたところなんです。実は昨年の段階で思ったとおりにいかないことがたくさんありましたので、今年の本番ではちゃんとできるようにしたいと思っています。

1年前がどうかということについては、そういうことで、実は昨年の今の段階で一度させていただいている。それについて今ちょっと修正をかけて、本番に向かってということで、会場に関してはやっています。

今回の100日前のイベントの意図は、資料に、おおい大茶会のおすすめイベントというのが簡単に書いていますけれども、各ゾーンに盛り上げ隊といいまして、市町村を代表する、例えば、国見で言ったらペトロ・カスイ岐部のミュージカルをやるような方、また扇子踊りを

やるような方々が入っていますんで、そういう方々が自分のゾーンはこんなのをやりますというお話をする時間を設けています。その後でこの方々なんですけど、おっしゃるとおり、この人たちが一体何者か分からないというのがありましたんで、じゃ、こういうことをする人ですよというのを知っていただきたいということで、この時間を設けました。

もう一つは、おっしゃるとおり、いろんな方々に機会を設けてという思いはあったんですけど、これは市町村でいろんなイベントがありますし、段々本番が迫ってきていて、芸術団体の方もお稽古が忙しくなっているというのもあり、私どもも実は少し遠慮したところがあります。本番に向けて、そこはしっかり練習をしていただきたい。ちょっと手前では、広報の形でしていただいてということで、ある程度時系列を作ってはみたんですけども、おっしゃるとおり、ここのところ分かりにくいという話は皆さんから言われているので、逆にちょっと分かっていたらいいという意味でこの時間を設けたということです。

これからは、さっきラジオ番組のお話をしましたが、芸振の方々も含めて、実際にやる方々になるべく前面に出てもらうという広報をやっていこうと思います。私たちの言葉で足りない分を御自分の口でなるべくたくさん話す機会を作っていきたいと思っていますところです。

**阿部委員** 先般、ちょっと議長にもお願いして、議場で説明してもらった。議場でやったから何が起こったということじゃなくて、我々議員も機運を醸成していく、そういう一つの流れをもう少し作るべきじゃないかということをお願いしたわけですけどね。そこでどうだということが出るんじゃないかと、もう少し大きな感覚の中でね。

もう一つは、そういうふうになれば、私どもが今度いろんな総会に出たりしたときには、今年のメインは10月何日から何日までの国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭と言うんだけど、国民文化祭と抱き合わせをしたときに、全国障害者芸術・文化祭は何ですかと。国民文化祭は

前にやっているから分かるけど、今回これが抱き合わせになっているのが、非常に分かりにくくなっている。そういうところも我々は挨拶の中に盛り込んでやっているわけですよ。だから、余計にどんどんボルテージを上げていかんといかんと思うんですよ。

そういうこともさることながら、どうせそれだけお金をかけているわけだから、今、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が10月何日から何日までありますよというのを県民がどれだけ知っているのか、どれだけ関心があるのかというのを世論調査みたいに一度くらいはやって、そして、合同新聞から、その数値をだあっと出してもらってはどうか。低けりゃ低くてもいい、高けりゃ高くてもいい、これだけの人が知っていますよ、十分知っていますよという世論調査をする。それをするによって県民の関心を喚起することができるんじゃないかなど。それはやっているんですか。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** 国民文化祭に関する認知度の調査というのは、過去2回あります。一つは、平成26年3月に、文化庁が国民文化祭の在り方を検討するときにしたことがありまして、山梨県の大会が終わった直後にやった調査で、この時点では、国民文化祭を知っていますかという問いに対して、大分県の認知度は9%。開催県で30数%という数字です。（「山梨県の県民が」と言う者あり）はい、県民が。

また今回、去年11月の時点で、大銀経済経営研究所が調査した数値があります。うちからお願いしたんじゃないかと向こうがしていただいたんですが、国民文化祭の存在を知っているというのは大分県が50%ございました。その中でも、国民文化祭は知っているけど、大分で今年やるのを知っているかということ、それからちょっと減って、4割弱ぐらいの数字だと思います。それが昨年11月ですね。そういう2回の調査があつて、それが新聞でもテレビでも認知度が足りていないということでだいぶ報道されたということで、逆に、委員のおっしゃるとおり、それじゃ悪いでしょうということになって、

あちこちから講演に来て話さないかとか、いろんな場を作っていただく機会になりました。おっしゃるとおり、世論調査の数字というのは、ある意味、盛り上げにつながっていくんだなと思っているところで、1年前の調査が最後です。**阿部委員** 私が言わんとするのはね、低けりゃ低くていいんですよ。今時点で。もう10月はすぐですけどね。低いというのを出すことによって、ああ、低いんじゃ困るなど言って、みんな余計に危機感が募るわけですし、高けりゃそれに越したことはない。

4割が果たしていいのかどうか、山梨県が30何%だから、大分県はこれでいいという論理じゃなくて、やっぱり皆さんにもっとどんどん深入りしていくためにどうするかということ。県民の意識というのを逆手にとってどんどんやっていくというのも、今の段階では一方でやるべきことで、芸術団体はそりゃあ練習に忙しいでしょうから、もっと違うグループがそういうのをずっとやっていく。この2段方式でやっていかないと、専門的な人たちは専門的にずっとやっていますよ。それはもう専門的な人や芸術団体は、それぞれの団体、専門で、いいものを出そう、いいものを皆さんに紹介しようと一生懸命になっている。だけど、いいものが伝わらなかつたら何にもならないのでね。

そういう意味で、片方でもう少しそういう喚起していくような行動を起こすべきじゃないかなと。やっているんでしょうけど、なお一層、いろんな方法を考えながらやってください。もう一步。最後まで私はこう言おうと思うんですけど。もう一步、もう一步。もう尻をたたきながら、まだ駄目だ、駄目だと。終わったら言いませんから。

**吉岡副委員長** これは提案です。10月6日から始まりますよね。もしかしたらされるかも分からないんですけど、やっぱり口コミによって、行ってみようかなという感じになるので、もう本当に直前に、例えば、小・中・高校、それから、商工会議所を通じて、立派なパンフレットとかじゃなくていいんです、もう本当に輪転機でできるようなものをワンペーパー、裏表で配

ってはどうかと。例えば、大分市なら大分市で無料の文化祭とか芸術祭の中で、こういうのがいつどこでありますというのでいいし、地域によって今回は、祈りの谷とか、出会いの場とかありますよね。せっきくそれに合わせて出し物をしているから、例えば、佐伯市だったら豊かな浦でこうなんですよとテーマを書いて、その中でこういう催しがありますよということ、チラシ1枚、子どもに持って帰らせると、子どもたちはよく分からなくても、まず家族にお渡しするのかと思います。もう高校生になったら分かりますしね。それで、国民文化祭と障害者芸術・文化祭というのがまずあるんだなと。だから、ちょっと行ってみようということになるかもしれない。

20年前に大分県で国民文化祭があったときは、私もまいち分からなかったけど、今回、ああ、こうやってやってきて大変なんだなと思いましたし、ここまで力を入れているから、ぜひ周知を。今回のテーマが大茶会で、大茶会というのは老いも若きも全ての人だから、文化に卓越した人ばかりじゃなくて、どんな人にも、老いも若きにも、周知する方法を考えていただきたい。今してもまた忘れると悪いので、直前の10月に入ってからとか、9月末とか、そういう機会に、本当に余りお金がかからない、ワンペーパーでいいから、地域に合わせたもので、地域の人が地域に行けるようにされたらどうか。少しでも国民全員が本当に何か見たいなという感じがあるといいなと。私は、このロゴマークが大好きで、本当にインパクトがあって、どこへ行っても、何ですかと聞かれるぐらいなんで、ちょっと上にこの印を入れてお配りすると、とても喜ばれるんじゃないかなと思います。直前でいいと思いますので、そうやって口コミでもやっていただけると。要望になるかもしれませんが、お願いします。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** 本当に口コミが大事だと思っています。学校ですが、この国民文化祭に関しては県庁全庁で取り組もうということで、それぞれでいろんな取組をしていただいているんですけども、教育委員会

の事業としまして、小学校の、特別支援学校も含めて6万人の皆さんにウェルカムカードを書いていただこうと。それは、自分のところの地域のことを書いてもいいし、自分が何をやりたいということを書いてもいいです。できたものは、文化祭の会場に来た方にお配りすることになっていて、この夏休み、今から作成に入ります。夏休みの宿題になるところもありますので、そういうことをするようにちょっと教育委員会と相談をして、また改めてお知らせしたいと思っています。いろいろさせていただこうと思えますので、よろしくお願ひします。

**原田委員** 個人的なことなんですけど、実は娘が東京のデザイン事務所にいるんですけど、アニッシュ・カプアさんの作品展があるんやなと言うので、それは誰と言ってしもうたんですけど、別府公園にあると。あの鏡の人って。いや、この人すごい人なんや、デザイン業界の人はみんな行きたいと、泊めていいかいと言われたから、いいよ、何人ぐらいと言ったら、15人から20人と。それは無理やと言ったんですけど、それを聞いて、行こうというふうに通機付けられたというか。

やっぱりみんな、阿部委員も本当に大事なことを言われたと思うんです。やっぱりそういった口コミが広がっていくんだなと思いましたから、ぜひまた議員として、みんな結構議会報を作っているんで、そこら辺で国民文化祭のことを扱いながらということをやりにしなきゃいけないと、委員の話聞いて改めて思いました。

**井上（明）委員長** 私からも一つ。文化祭は今年ということで、これはもう全力を尽くすわけですが、来年はラグビーがあるわけですね。これは部署が違うんですが、おもてなしとか、案内所とかいった今年の文化祭の取組は、来年のラグビーでもいかせる部分が結構多いんじゃないかという感じがします。ラグビーを見る障がい者も当然おられると思ひますし、せつかく成功に向けて全力を尽くした文化祭のノウハウを、できれば来年のラグビーにもいかせるように、そういうこともされているのかもしれないけど、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** おっしゃるとおりでして、私どもは目標として、国民文化祭が終わって終わりではなく、いくつかレガシーというのがありますけれども、やっぱりその後にあるラグビーワールドカップにバトンタッチする、そしてその後の東京オリンピックのときにいかに県外から大分に来ていただくかということまで、3セットで考えようということで、最初の国民文化祭のスタートを切っています。

例えば、どこに広報をするかという場所なんですけれども、私どもが見つけた分はラグビーに当然、今でも送っていますし、ボランティアなどは実は一緒にどこかいいたところがないか、やってくれる団体がないかと相談しながらやっています。おっしゃるとおり、十分後に伝えられるようにということで頑張っていきたいと思ひます。（「お願ひします」と言う者あり）

**阿部委員** 一つだけ、次はもう9月議会ですから、これはこの議会で多分最後になると思うんでね。ラグビーワールドカップに押されないようにね。私はむしろ、ラグビーの方がどんどん前に出てきているように思ひます。冒頭に言ったように、体育系の私だからそうかもしれんけど。国民文化祭は10月にあるわけですから、そのところはやっぱりぴしっと分けてやるべきじゃないかと。一緒にたにしてしまうと押されてしまうよ。ラグビーの方は、やっぱり関心が物すごく高く、どんどん上がっていつている。お金のかけ方も違う。だから、そのところをぜひ押されないように、負けないようにやってください。これだけ、もう最後ですから。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** ありがとうございます。

**阿部委員** 9月議会ではもう手後れでしょうから。

**井上（明）委員長** 私の知り合ひで車椅子に乗るほどじゃないんですけど、足の悪い人がいて、大分にたまに泊まるんですが、大分には、お風呂に障がい者がつかむ手すりが付いているホテルが少ないと言われたんですよね。実際統計を取ったわけじゃないんで本当にそうなのかよく

分からないんですけど、今度障がい者もたくさんお見えになると思うし、来年もラグビーで当然いろんな人が来るんで、その辺のところは、もし本当にそういう状況なんであれば、対応した方がいいと思うんですけどね。そういうことは何か聞かれていますか。

**岡田企画・広報課長** ちょっと詳細は承知してないところですので、こちらでも1回調べてみて、対応できることがあれば対応していきたいと思います。

**井上（明）委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** それでは、ほかに御質疑もないようですので、諸般の報告については、これで終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** それでは、以上をもちまして、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔国民文化祭・障害者芸術文化祭局、委員外議員退室〕

**井上（明）委員長** これより、内部協議を行います。

閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

**井上（明）委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

次に、県外所管事務調査についてです。

内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**井上（明）委員長** 何か御意見はございませんか。

〔協議〕

**井上（明）委員長** では、このように決定させていただきます。

今後、変更の必要が生じた場合は、委員長に御一任をお願いします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上（明）委員長** 別にないようですので、これをもちまして、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。